

平成24年第4回涌谷町議会定例会（第3日）

平成24年6月26日（火曜日）

議事日程（第3号）

1. 開 議

1. 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

1. 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 承認第10号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第11号 専決処分した事件の承認について

1. 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 5号 繰越計算書について

1. 報告第 6号 繰越計算書について

1. 報告第 7号 繰越計算書について

1. 報告第 8号 事故繰越し繰越計算書について

1. 議案第43号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

1. 議案第44号 涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

1. 議案第45号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

1. 議案第46号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）

1. 議案第47号 平成24年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第48号 平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第49号 平成24年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第50号 平成24年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第51号 平成24年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）

1. 議発第 4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出について

1. 請願・陳情

1. 委員会の閉会中の継続調査・審査について

1. 閉会について

1. 閉 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
12番	加藤紀君	13番	大橋信夫君
14番	大泉治君	15番	遠藤稔雄君

欠席議員（1名）

11番 長崎達雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	危機管理室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	町民税務課長 兼参事	佐々木忠弘君
町民医療福祉センター 副センター長 兼健康福祉課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康福祉課 技術参事	久道光子君	産業振興課長 兼農業振興班長	牛渡俊元君
商工観光室長	小野寺和敏君	建設水道課長 兼参事	平塚盛茂君
建設水道課長 兼主幹	安田富夫君	会計管理者	安部政志君
会計課長	柴村洋子君	教育委員会 会長	笠間元道君
教育文化課長 兼参事	高橋勝一君	教育文化課長 兼主幹	門田勝則君
教育文化課長 兼主幹	川口美恵子君	代表監査委員	柳渕茂君

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長(遠藤稔雄君) 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく願い申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。

長崎達雄議員から欠席の届け出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(遠藤稔雄君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長(遠藤稔雄君) 日程第1、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

資料配布のため、休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(遠藤稔雄君) 再開します。

選挙管理委員に野田昌伯君、清水勲子さん、伊藤勝義君、熊谷かち江さんを指名いたします。

以上の指名人をもって当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました野田昌伯君、清水勲子さん、伊藤勝義君、熊谷かち江さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

次に選挙管理委員会委員補充員に荒 研一郎君、入間田 昂君、久道好子さん、石川秀治君を指名いたします。

なお、補充の順序は指名順序のとおり定めることにいたします。

以上、指名人をもって当選と定めること及びその補充員の順序にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました荒 研一郎君、入間田 昂君、久道好子さん、石川秀治君が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。なお、補充の順序は指名の順序と決しました。



◎諮問第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第2、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（安部周治君） 改めまして議員の皆様、参与の皆さん、おはようございます。

昨日は一般質問、議員の方々からいろいろな角度でご指導いただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。そしてまたきょうはいろいろと議案がございますので、これまたよろしくご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、諮問第3号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員坊城延溟氏は平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦いたしたいので人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を賜りたく提案いたしますのでございます。よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 資料配布のため、休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略しただちに採決いたします。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。



◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第3、承認第10号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 承認第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）が平成23年12月14日に施行されたこと並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第3項の規定により涌谷町町税条例の一部改正を行いましたので承認を求めます。

主な改正内容につきましては、年金所得者の寡婦、寡夫も含みます、控除に係る申告手続の簡素化、地域決定型地方税制特例措置がまち特例による償却資産の課税標準額の特例割合の規定、平成24年度評価替えによる固定資産税に係る負担調整措置の期間見直し、東日本大震災に係る被災用居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長に関する特例等となっております。詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、議案書の4ページをお開きください。

それでは、提案理由でも申し上げましたとおり、今回の改正につきましては四つの改正項目となっております。

1点目は年金所得者の寡婦控除に係る申告手続の簡素化、それから2点目は地域決定型地方税特例措置による償却資産の課税標準額の特例割合、3点目が平成24年度の評価替えによる固定資産税の負担調整措置の期間の延長、4点目は東日本大震災に係る被災用居住財産の敷地における譲渡期限の延長とこの四つでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。これが1点目になります。町民税の申告第36条の2第1項年金所得者が寡婦（寡夫も含む）控除を受けようとする場合の申告の簡素化によるもので、寡婦控除の文言を削除するものでございます。内容といたしましては平成23年度の税制改正で所得税において年金所得者に係る源泉徴収税額の計算で控除対象とされる控除の範囲に寡婦控除が加えられ、年金所得者が年金保

険者に提出する扶養親族申告および年金保険者が市町村に提出する公的年金支払い報告書に新たに寡婦の記載が追加され、これにより年金保険者の寡婦控除の申告をしなくても適用の有無を把握することが可能となったことから、個人住民税の申告書の提出が不要となるものでございます。

簡単に言えば、支払い報告書の中にもうそのことが入っているので町民税の申告は2月にやっていますけれども、やらなくてもいいということでございます。これについては平成25年の所得税から適用され、26年度分以後の個人住民税に反映されるものでございます。

下のほうをごらんください。固定資産税の納税義務者等ということで、第54条第7項になります。これが規則第10条の2の9から第10条の2の12、引用条項の改正により条番号ずれを改めるものでございます。

次のページをお開きください。附則でございます。法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合ということで、これは新設でございます。附則第10条の2、法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合を4分の3とするというような内容でございます。第2項、法附則第15条第10条に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とするということで新規で追加するものでございます。これにつきましては平成24年度からわがまち特例、地域決定型地方税特例措置にかかわるものでございます。

その下に参ります。附則の第10条の2でございます。これが附則の第10条の3ということで、7項規則の附則第7条第9項が規則の附則第7条の第8項になるということです。第8項が、10項が9項に新設されたことにより条項の番号ずれと引用施行規則の項ずれを改めるものでございます。これについては地方税の項目が変わったことによる条ずれを町税条例のほうで改めるということになります。

それから次のページ、3ページをお開きください。第11条、附則第11条になります。これについては土地に対して課する平成21年から、その前にちょっと2ページにお戻りください。括弧書きの分になります。一番下、2ページの一番下、土地に課する21年から23年を24年から26年までの更新ということになります。それからその下、第6号、次のページ、3ページに入ります。第6号に附則第18条第7項が第6条に引用条項の項ずれを改めるということになります。その下です。第11条の2、これについても22年から23年を25年から26年と適用年度の更新によるものでございます。その下ずっと22年から23年を25年から26年に直すということになります。

それから3ページの下の方になります。附則第12条括弧書きになりますが、これも21年から23年を24年から26年までということで適用年度の更新と、それから次のページに出てまいります。4ページのちょうど中間ごろになります。住宅用地に係る措置特例の廃止により4項の削除、それに伴い項ずれを改めるものでございます。これが3ページから6ページまで、同じような内容で改正になるということになります。4ページ、5ページ、5ページについては4号が削除されるということになります。それからあとは年度の変更、項ずれということで直して改正するものでございます。

それから6ページをお開きください。6ページのちょうど中ごろです、附則第13条、これについては農地に対して課する21年から23年を24年から26年、これは適用年度の更新によるものでございます。それから附則、下のほうです、附則第15条特別土地保有税の課税の特例ということで、これについては第1項に附則第12条第5項となっていますが、先ほど削除されるとなりましたので項がずれるというようなことでございます。それから適用年度が21年から23年を24年から26年まで延びるというような改正でございます。

次のページをお開きください。それから附則第11条の5第1項にということで、第2項です。不動産取得税において宅地評価土地に係る課税標準の特例措置が24年から27年に3年間延長されるというものでございます。その下に参ります。22条の2、ここからは新設になります。旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告ということで、ちょっとなかなか難しいんですけども、これについては旧民法、明治のときからあるんですけども、2008年から2013年の間にこれまで公益法人と言われた社団法人、それから財団法人と言われていましたが、それを2008年から2013年までの間に社団法人は公益社団法人か一般社団法人へ、財団法人は公益財団法人から一般財団法人へ移行をしなければならないという法改正があって、その法改正の中で動いたんです。そのように新しい法の中でやる部分については新たに町長のほうに申請をしなければならないという条項がここに入ったものでございます。各市町村長に提出する書類を規定する追加がここに新たに新設されたものでございます。

次のページをお開きください。次のページのちょうど中ごろ、23条の2ということでこれが新設でございます。これについても東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということでございます。その中で第1項が東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る権利の譲渡をした場合の分離譲渡所得に係る規定の読み替え規定を追加したものでございます。

それから次のページになりますけれども、次のページの2項です。ちょうど中ごろに2とありますけれども、2項までが前項の規定を適用する条件を規定したものですということで、内容といたしましては譲渡所得に係る特例のうち東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限については、震災特例法第11条の6により通常3年間ということになっておりましたが、今回の震災については7年間に延長されたものでございます。これは何かといいますと、住宅を売却して新しいところに自分の家を建てると3年間いろいろな免除とか控除があります。それを7年間に延ばすということで、沿岸部についてはここ3年間の中で買い換え、それがなかなかできないということで7年間延長するというような規定をここで定めたものでございます。

次のページをお開きください。次のページのちょうど中ごろになります。附則第24条の第1項については字句の変更です。これまで東日本大震災云々というものにつきましては震災特例法というもので字句を変更する、それから項ずれを改正するものでございます。

次のページをお開きください。次のページについても項ずれを改正と、それから第2項、これが新規でございます。これは東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用がある場合の個人住民税、住宅借入金等特別税額控除に係る読み替え規定を定めたものでございます。これも東日本大震災による住宅の借りに関しての特例措置ということで新しく追加になったものでございます。

それでは、議案書の7ページをお開きください。施行期日でございます。この施行期日につきましては平成24年4月1日から施行となります。ただし、先ほど寡婦の説明をいたしました第36条の2第1項のただし書きにつきましては、先ほど言ったように平成26年1月1日から施行となるものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第10号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第4、承認第11号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 承認第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）が平成23年12月14日から施行されたことを受け、地方自治法第179条第3項の規定により涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので承認を求めるものであります。

主な改正内容につきましては東日本大震災に係る被災用居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について改正したものであります。詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、説明をいたします。

議案書の13ページをお開きください。これにつきましては先ほど町税条例の改正の中で申し上げましたように附則に18を1項を加えるということでございます。

内容といたしましては先ほど説明したように、震災のために通常震災特例法では3年間の規定とされておりましたが、今回震災については7年間延長されるものというような改正でございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第11号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を専決第3号においてお認めいただきました17事業につきまして総額3億7,230万1,700円を平成24年度に繰り越いたしましたのでご報告申し上げます。詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、議案書14ページ、15ページをお開きください。

繰越計算書につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定により5月31日まで調製し次の議会に報告するものとされております。一般会計の繰越明許費の内容につきましては、提案理由にございましたように3月議会でご可決いただきました補正予算第8号及びさきの臨時会でご承認いただきました補正予算専決第3号で計上したものでございます。15ページのLED防犯灯交換事業から、次のページ、16ページの庁舎災害復旧事業までの17事業、3億7,230万1,700円を既収入特定財源1,335万2,125円、未収入特定財源2億5,854万3,744円と、一般財源1億40万5,831円を財源として繰り越いたしております。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第2号の提案の理由を申し上げます。本案は平成23年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）及び専決第2号においてお認めいただきました繰越明許費について、涌谷浄化センター沈砂池ポンプ等建設事業で2,400万円、災害復旧事業で8,455万9,000円、合わせまして1億855万

9,000円を平成24年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課安田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、報告第2号公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

18ページをお開きください。1款下水道費の涌谷浄化センター沈砂池ポンプ等建設事業の繰り越し額2,400万円の繰り越しにつきましては、昨年発生した東日本大震災の影響により資材並びに人材の調達が困難になったことにより年度内に事業を完了することができなかつたための繰り越しとなったものでございます。事業の進捗につきましては今月末日現在でほぼ完了することとなっております。

次に5款災害復旧費の公共下水道補助災害復旧事業の7,455万円並びに公共下水道単独災害復旧事業の1,000万9,000円の繰り越しにつきましては、これも同じく昨年発生いたしました東日本大震災の影響により資材並びに人材の調達が困難になったことにより年度内に完了することができなかつたための繰り越しとなったものです。事業の進捗につきましては、これもまた5月末日現在でございますけれども、4工区ございまして3501号区につきましてはおおむね95%、3052号区につきましてはおおむね90%、3053号区につきましてはおおむね36%、3054号区につきましてはおおむね87%となっており、9月30日の完了予定を見込んでおります。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第3号の提案の理由を申し上げます。本案は平成23年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）においてお認めいただきました災害復旧事業の繰越明許費について1億2,347万1,000円を平成24年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課安田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、報告第3号農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

20ページをお開きください。4款災害復旧費農業集落排水施設補助災害復旧事業の1億1,558万4,000円並びに農業集落排水施設単独災害復旧事業の788万7,000円の繰り越しにつきましては、去る3月定例議会にお

きまして契約締結の承認を受けたものでありますが、この事業につきましても昨年発生いたしました東日本大震災の影響によりまして資材並びに人材の調達が困難になったことにより年度内に事業完了することができなかつたための繰り越しとなったものです。

事業の進捗でございますけれども、皆様方には大変ご迷惑をおかけしておるところでございますが、現在上郡地区におきましては事業着手後おおむね2割程度の進捗状況になっております。また箕岳中央区につきましては現在軟弱地盤改善安定処理試験中ということでございまして、進捗につきましては2%強となっている状況でございます。なお、上郡地区につきましては9月末日の完了予定となり、箕岳中央区につきましては軟弱地盤改善安定処理試験を踏まえ平成24年度内の完了を予定しております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、報告第4号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第4号の提案の理由を申し上げます。本案は介護保険システム改修費につきまして介護保険報酬改定等により年度内改修が見込めないため、647万4,000円を繰り越しましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 報告第4号でございますが、22ページ、お聞きいただきたいと思っております。

介護報酬の改定がありましたので新年度、24年度から稼働できるようにということで繰り越したものでございます。財源といたしましては国庫、それから一般財源を充ててございます。改修につきましては4月で完了しております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、報告第5号 繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第5号の提案の理由を申し上げます。本案は繰越明許費について石綿セメント管更新事業で3,413万9,000円、消火栓移設工事で455万円をそれぞれ平成24年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課安田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、報告第5号水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

24ページをお開きください。4款資本的支出石綿セメント管更新事業の3,413万9,000円並びに2款水道事業費用消火栓移設工事の455万5,000円の繰り越しでございますが、石綿セメント管更新事業につきましては昨年発生いたしました東日本大震災の影響により資材並びに人材の調達が困難になったことにより年度内に事業を完了することができなかったための繰り越しとなったものです。石綿セメント管更新事業の進捗につきましては5月末日現在で約95%、現在は舗装の復旧工事を残すのみとなっております、7月中旬ごろには完了予定となっております。また、消火栓移設工事につきましては石綿セメント管更新事業に伴う移設工事でありまして、7カ所の消火栓につきまして移設を行うものがございますが、既に移設工事は完了しており、検査のみが残っているというふうな状況でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 今統括のほうからいろいろと繰越明許費について説明がありましたけれども、要は理由としては東日本大震災があったからという主な理由で、この理由を言えばほとんどみな納得していただけるのではないかなというように聞こえてきます。そういった面からして、今後このことについていろいろとまた同じような問題が出てくるかにも思うし、この消火栓についてはそれをよけないと次の工事に入れないという部分もあるのかなというふうに感じますが、その辺の影響は今後でないのかどうかということについて伺いしておきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 安田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） 石綿セメント管についてはおおむね23年度におきまして完了の予定です。若干23年度に繰り延べした事業もございますけれども、現在のところ担当で把握している中ではそれにかかわるものということでの把握はしておりません。以上で終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第10、報告第6号 繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は災害復旧事業につきまして東日本大震災の被害が甚大であったため、年度内に事業を完了することが困難となり、予算を繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 町民医療福祉センター総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 報告第6号のご説明を申し上げます。

議案書26ページをお開きしていただきたいと思います。先ほど町長の提案理由にもあったように、医療福祉センター内の病院事業の部分につきまして災害に伴う修繕等を行うための事業につきまして年度内並びに24年度に繰り越したものでございます。さきの議会におきまして契約につきましてはお認めいただきまして、前払い金として23年度支払い義務発生額3,661万6,700円を処理をいたし、残り24年で3,954万2,300円を繰り越しいたしたものでございます。その財源といたしましてはすべて当年度損益勘定留保資金で充当するものでございます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第11、報告第7号 繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は災害復旧事業につきまして東日本大震災の被害が甚大であったため年度内に事業を完了することが困難となり、予算を繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 町民医療福祉センター総務管理課長。

○町民医療センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、報告第7号につきましてご説明をいたします。

議案書28ページをお開きしていただきたいと思います。さきの説明にいたしましたとおり、病院と同様に東日本大震災によります老人保健施設本体の修繕でございます。修繕につきましては23年度、これは前払い金として1,567万6,700円を処理をいたし、残りの部分につきまして24年度に1,729万8,800円を繰り越しいた

したものでございます。財源といたしましては当年度損益勘定留保資金で行うものでございます。工期につきましては24年度内中というふうなところで予定をしているものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、報告第8号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第8号の提案の理由を申し上げます。本案は道路維持補修事業につきまして年度内の完了に向けて事業を進めておりましたが、冬期の降雪等により年度内に事業を完了することが困難となったため、事故繰越しとして総額296万6,000円を平成24年度に繰り越しいたしましたのご報告申し上げます。詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 議案書30ページをお開きください。

ただいま町長の提案理由にございましたように、道路維持補修事業1,200万5,700円のうち3月の降雪により執行できなかった296万6,000円を同額の一般財源を財源として繰り越しいたしております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第43号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第43号の提案の理由を申し上げます。涌谷町印鑑条例の一部を改正する条例等につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、本年7月9日に外国人登録法が廃止され、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となりますことから、関係する条例等の一部を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、議案書の31ページ、議案第43号外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例をご説明いたします。

それでは概略、最初説明したいと思います。国のほうで我が国に入学、在留する外国人が年々増加しているということを背景に市町村が日本人と同様に外国人住民に対し基礎的住民サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高くなったもので、外国人住民については外国人登録法がこれまでは制定されておりましたが、これを廃止し日本人と同様に外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成されて住民基本台帳が作成されるものでございます。

このことにより、外国人住民の利便性が図られるとともに市町村の行政事務の合理化も図られるというものでございます。外国人登録法が廃止されることにより、涌谷町の四つの関係条例を整理いたしますものですが、初めに涌谷町印鑑条例から説明をいたしたいと思います。

新旧対照表の11ページをお開きください。登録の資格とあります。第2条第1項第1号は法律第81号の次に以下甲というを加えるものでございます。第2号は削除になり、第3号が第2号となるものでございます。その下、登録印鑑。第3条第2項第1号は外国人登録原票は削除され、下線の内容に改正されます。これは何かと言いますと、外国人の中にも漢字圏と漢字圏でない国がありまして印鑑という観念がない。ほとんどサインで終わらせるところもありますので、印鑑をつくっていただくための規定、それをここにあらわしたものでございます。その印鑑というのは現在氏名、それから通称名とあるんですけれども、よく韓国、中国の方々については日本名と言いますかそういうもので印鑑をつくってほしい、それからヨーロッパ圏、アメリカ圏についてはカタカナ、ローマ字等も認めます。ただ、それは外国人登録をした際に今まで使っていた中の登録票の中にある文字を使ってであれば許可しますというような規定でございます。

その下にいきます。第2号は字句の改正でございまして、または通称を加えてあらわしてを漢字にするものでございます。第3条3項として項を追加するものでございます。これも先ほど話したように印鑑をつくる際の注意と言いますか、そういうものについての規定でございます。

次のページをお開きください。第5条第2項第2号は、もしくはをまたはに改め、または外国人登録証明書を削除するものでございます。その下、第5条第4項第4号は氏名の後に下線の内容が加わるものでございます。第5条第4項第8号ととして下線の内容を号を加え、8号を加えるものでございます。それから登録印鑑の抹消の中で13条第2項は句読点と第4号の次に並びに5号を加えるものでございます。その下、第13条2項第3号は下線の内容に改めるものでございます。その下、第4号は第5号として第3号の次に4号として下線の内容を加えるものでございます。

次のページをお開きください。印鑑登録証明書第14条2号は氏名の後に下線の内容を加えるものでございます。5号は削除され、6号を5号とするものでございます。第14条第1項に第6号として下線の内容で新たに加えるものでございます。以上が印鑑条例の改正になります。

そのほかに外国人に関しての条例の中で涌谷町子ども医療費の助成に関する条例とそれから涌谷町心身障害者医療費助成に関する条例、それから涌谷町母子父子家庭医療費の助成に関する条例、この三つが外国人登録法第何条第何号というような内容で示されておりますが、それをすべて削除するというものでござい

ます。

それで、この四つの条例につきましては施行期日につきましては24年7月9日から施行となるということでございます。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手多数であります。よって、議案第43号外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第14、議案第44号 涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第44号の提案の理由を申し上げます。東日本大震災により被災した中小企業者が事業の再開、再生に当たり既往債務が負担となり新規の資金調達が困難となる等の状況が発生しております。このような状況に対応するため、信用保証協会が持つ求償権の放棄または譲渡が実施されることとなりました。被災中小企業者等の一刻も早い再生のためには町の当該権利の放棄を迅速に進めることが必要でありますので、震災により被害を受けた中小企業者の再生に資すると認めるときは回収金を受け取る権利の全部または一部を放棄することができるよう条例を制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 商工観光室長。

○商工観光室長（小野寺和敏君） それでは、議案第44号涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例についてご説明いたします。

定例会議案書34ページ、35ページをお開きください。本案につきましてはただいま町長から提案理由で申し上げたとおりでございます。東日本大震災を起因とする二重ローン問題への対応として国から準則が示され、本条例を制定するものでございます。涌谷町中小企業振興資金を借りている方が、万が一、破産手続等の法的倒産手続によらず一定の債務免除を行うことで事業の再建ができる場合にこの制度が対象となるも

のでございます。

それでは、定例会資料の8ページをお開きください。平成24年度涌谷町中小企業振興資金融資に対する損失補償契約書の内容でございます。涌谷町と宮城県信用保証協会が契約を締結するもので、宮城県信用保証協会に信用保証料を納めますとそれが100%保険で賄えないものとなっています。第3条に損失補償割合を明記しておりまして、右の表で例えば未償還金100万円の代位弁済が実行された場合、公庫から保険金80万円を受け取り差し引いた20万円についてそれぞれのパーセンテージを乗じて得た金額が涌谷町の損失補償料ということで、この場合は9万6,000円の支払いとなります。全体の9.6%となります。条例で求償権回収納付金という用語が出てきますが、求償権とは宮城県信用保証協会が保証債務を履行することによって取得する中小企業者等に対する債権でございます。また、回収納付金とは宮城県信用保証協会が求償権を行使することによって回収金を取得した場合において当該回収金のうち損失補償契約書でいう第6条の定めにより町に納入されます。

そこで宮城県信用保証協会が求償権を行使しませんので町でもその回収納付金を受け取る権利を放棄するものでございます。下の枠内の表は条例により債権買い取りが行われた場合の表で、再建買い取りを行うのは第三者機関で、次のページで詳しくご説明いたしますが、この場合二つのファンドとなります。仮に100万円の債権を3割の30万円で買い取りが行われた場合、残りの70万円につきまして回収納付金を受け取る権利を放棄するものでございます。この場合の涌谷町の損失補償料は6万7,200円となり、上の表の通常の市町村損失補償料9万6,000円と比較すると3割ほど安くなります。つまり、ファンドにより買い取りが行われれば損失補償料は少なくて済むことになります。

次のページをお開き願います。東日本大震災に係る二重債務問題について（概要）でございます。債務者は個人と法人とがあり、個人は三つの要件全部を選ぶことができますが、法人に至っては下の2と3となります。右のほうに移っていただき、一定要件の1は昨年7月15日に個人債務の私的整理に関するガイドラインが制定され、同年8月22日から適用されたものでございます。個別に返済方法を策定しますので、求償権を行使することで一部回収金を受け取ることができます。この表で、残りの70万円のうち市町村損失補償料、先ほどの例で申し上げますと6万7,200円となりますが回収金を受け取る権利を放棄することになります。その後に手続の簡素化、スピード感の持った対応が急務となりまして宮城県は昨年の12月27日に金融機関から債権を買い取り支払いを凍結するファンド宮城県産業復興機構、さらにことしの3月5日に宮城県や金融機関が出資する債権買い取りファンド株式会社東日本大震災事業者再生機構を発足しました。この二つの機関に債権買い取り要請が行われることで求償権の放棄、不等価譲渡に係る一定要件が追加されることになりました。

町で対象となる事業所が万が一出た場合は、下の表の2か3で進むものと見ています。この表の場合、回収金を受け取る権利の全部を放棄することになります。つまり、市町村損失補償料の6万7,200円となります。ちなみにファンドで買い取った債権の返済、30万円ということになりますが、それはその企業が15年以内に返済することになっております。また、借金の一部が棒引きされることもあります。100万円の借金が30万円に減額されたことでその企業の再開再生を図ろうとするものでございます。宮城県信用保証協会が求償権の放棄、譲渡する場合、町は回収金を受け取る権利を放棄することになることから地方自治法96条第1

項第10号により法令に特別の定めがある場合を除き議会の議決を要することになります。

それでは、定例会議案書に戻っていただきます。条文の第1条目的ですが、先ほどご説明しましたとおり東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の再生を支援することを目的といたしてございます。第2条の定義はこの条例の用語の意義を定めたものでございます。第3条は回収納付金を受け取る権利の放棄でありまして、1号から3号は先ほど表で説明した通りの該当要件となっております。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第44号涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例は原案のとおり可決されました。



議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第15、議案第45号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第45号の提案の理由を申し上げます。本案は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行され、外国人登録法が廃止されるのに伴い宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議いたしたいので、地方自治法第291条の11の規定により提案いたすものであります。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、議案書の36ページ、37ページ、それから新旧対照表の15ページをお開きください。下線の部分が削除されるものでございます。

内容をちょっと説明いたします。このことについては町長の提案理由でも申し上げました外国人登録法が廃止されることに伴い連合規約第17条関係の別表第2の備考1及び2において引用されている外国人登録法

に関する字句を削除するものでございます。これまで住民基本台帳に記載されている数と日本人の数と外国人登録票人口に登録されている外国人の方々の数と満75歳以上の方々の合計で広域連合会への関係市町村の負担金の算定する条文になっておりましたが、今回の住民基本台帳法の改正で外国人登録法が廃止されたことにより、住民基本台帳における人口で負担金の算定となるものでございます。

これまでは二つ、日本人と外国人と足して算定したので1本になるので一本化しますよということがございます。なお、この規約の施行日につきましては連合議会の協議が整った日から施行となり、経過措置として平成25年度に係る関係市町村の負担金の額の算定から適用となるもので、24年度については従来のおりということがございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第45号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

◇

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、議案第46号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第46号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ13億8,719万1,000円を増額し、総額を85億1,655万4,000円にいたそうとするものであります。

主な内容につきましては、歳入ではまず国庫支出金におきましては東日本大震災復興交付金や災害廃棄物処理事業費補助金を増額し、県支出金におきましては災害対策の拠点施設となる町民医療福祉センターに太陽光発電設備を導入するための再生可能エネルギー等導入補助金や、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金を増額いたすものでございます。

次に繰入金におきましては介護保険事業勘定特別会計の前年度精算に係る繰入金を増額し、震災復興基金繰入金におきましては今年度執行予定の震災公営住宅整備事業に係る分を増額し、財政調整基金繰入金については歳入歳出の差額分を増額いたすものでございます。また繰越金におきましては出納閉鎖による前年度の繰越金の増額を見込んだものでございます。町債につきましては地域活性化事業債、公営住宅整備事業債及び道路災害復旧事業債を増額し、緊急防災減災事業債では防災行政無線を整備するための町債としておりましたが、制度の変更により防災基盤整備事業債に変更いたすものでございます。

次に歳出につきましては、まず議会費において議員報酬等の削減に伴い人件費を減額し、総務費におきましては人事異動や共済組合負担金の確定により人件費を減額するほか、天平の湯ボイラー賃借料等を増額し地域振興公社指定管理料を減額いたそうとするものでございます。また、韓国林川面との友好都市締結調印式に係る旅費や震災復興基金積立金及び前年度繰越金に係る財政調整基金積立金について増額いたすものでございます。

民生費におきましては介護保険事業勘定特別会計への繰出金を減額し、災害救助経費におきましては災害廃棄物処理や被災住宅解体撤去に係る経費や災害援護資金貸付金について増額いたすものでございます。次に農林水産業費においては農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金を増額し、商工費においては桜台帳システム保守管理手数料を増額いたすものでございます。土木費におきましては道路新設改良事業費や災害公営住宅整備事業費を増額し、公共下水道事業特別会計繰出金を減額いたすものでございます。消防費におきましては再生可能エネルギー等導入推進事業による太陽光発電設備導入に係る経費や、自主防災組織支援事業補助金を増額し、教育費におきましては学び支援コーディネーター等配置事業に係る経費や箕岳小学校トイレ改修工事費を増額するものでございます。

最後に災害復旧費におきましては冬の凍上災害及び5月3日から4日にかけての大雨による災害復旧工事のほか、天平ろまん館、天平の湯及び史料館等の災害復旧工事費を増額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、補正予算書の48ページ、49ページをお開きください。

まず最初に人件費のことについて説明したいと思います。給与費明細書でございます。1特別職の表でございますけれども、この表の下の方の比較のところをごらんください。補正の額が記載してございます。まず長等で給料で211万7,000円の減、期末手当で56万円の減、それから共済費で60万1,000円の減でございます。これにつきましては3月議会で可決されました町長、副町長の給料の減額、さらに4月1カ月分の給料減額等を再計算し減額するものでございます。その下、議員でございます。報酬それから期末手当そして共済費で減額になってございます。議員報酬10%減額に伴う減額でございます。

それでは隣、49ページ、一般職でございます。総括の表をごらんください。この表の下、比較のところを

ごらんください。給料で63万8,000円増、職員手当で815万2,000円増、共済費で1,434万2,000円の減ですけれども、いずれも4月1日の人事異動に伴う増減でございます。共済費だけが減額となっておりますけれども、共済費を決定します基礎年金拠出金に係る公的負担金率、これは国で毎年決定する率なんですけれども、この負担率が当初見込んだ率よりも下回る見込みとなったために減額するものでございます。なお、職員手当の内訳につきましては下の表となります。なお、各種特別会計における人件費につきましても同様でございます。

それでは、5ページにお戻りください。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 5ページ、債務負担行為補正で債務負担行為の追加でございますが、さきの議会全員協議会でご説明申し上げました天平の湯ボイラーの更新につきまして、賃借料と管理業務の委託について長期契約を締結しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。地方債補正の地方債の追加でございますが、地域活性化事業の440万円は当初予算に計上いたしました町長公用車の購入につきまして低公害車導入ということで起債が認められたものでございます。それから災害公営住宅整備事業と道路災害復旧事業は今回計上した事業につきましてそれぞれの充当率で手当てしたものでございます。地方債の廃止につきましては町長の提案理由にございましたように防災行政無線整備事業につきまして制度の変更により防災基盤整備事業に変更したものでございます。災害援護資金貸付金につきましては事業費の増に伴う変更でございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳入でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 順次、説明をお願いします。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 12款分担金及び負担金4目教育費負担金の①日本スポーツ振興センター負担金で3,000円の減額でございますが、保護者負担金の額の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金東日本大震災交付金6億3,198万5,000円でございますが、同額を震災復興基金に積み立てるものでございます。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 民生費国庫補助金①災害廃棄物処理事業費補助金でございます。1億1,349万7,000円を増額いたすものでございます。震災廃棄物につきましてはおおよそ全体の70%ぐらいは処理が進んでいると考えてございます。処理施設の処理能力等の関係もございまして、今年度いっぱいかかるものと想定いたしてございます。また、24年度事業分につきましては環境省のほうから正式な通知がまだ来ない状況でありますので、補助率2分の1と見込んで計上いたしてございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 5目土木費国庫補助金道路改良費補助金の④の社会資本整備総合交付金の決定によりまして600万円の増額をお願いするものでございます。工事箇所等につきましては上涌谷線、それから北田線でございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） 7目教育費国庫補助金5節文教施設災害補助金②社会教育施設災害復旧事業費補助金621万2,000円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしましては涌谷町立史料館災害復旧工事で592万7,000円、同じく史料館でございますが工事管理業務委託料27万3,000円、事務費1万2,000円となっております。なお、6月6日でございますが災害査定を受検してきたところでございます。

補助率につきましては3分の2でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金でございますが、観光栗園整備事業につきまして生涯現役、全員参加、世代継承雇用創出事業補助金を細節11の緊急雇用創出事業補助金に組み替えたものでございます。

○危機管理室長（小島 昭君） 19再生可能エネルギー等導入補助金でございますが、本年度医療福祉センターに太陽光発電を設置するための補助金でございます。

○産業振興課農業振興班長（牛渡俊元君） 4目農林水産業費県補助金13農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金でございますが、宮城県から5月28日付で生産調整にかかわる事務的経費の内示がございましたので、今回545万5,000円の増額をお願いするものでございます。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 次のページをお願いいたします。6目教育費委託金1節教育費委託金で242万円の増額をお願いいたすものでございます。⑤ソーシャルワーカー活用事業委託金で83万円の増額につきましては子供たちが抱えるさまざまな問題や生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識等を持ったスクールソーシャルワーカーを希望する市町村の教育委員会に配置し、教育相談体制の整備に資することを目的とする委託事業で、県の内定通知により今回予算措置いたすものでございます。⑥学び支援コーディネーター等配置事業委託金159万円の増額につきましては児童生徒の家庭学習の習慣形成を図るととも学力向上に取り組む市町村教育委員会に対して支援を行うこと等を目的とする新たな委託事業で、県からの内定通知により今回予算措置をいたすものでございます。

なお、歳出につきましてもそれぞれの所要額をお願いしているところでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 18款繰入金1項特別会計繰入金4目1節①介護保険事業勘定特別会計への繰入金でございます。平成23年度の給付費負担金の精算分でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億8,500万円につきましては、6月補正に必要な財源を繰り入れるものでございます。12目震災復興基金繰入金につきましては災害公営住宅整備事業の平成24年度分事業分を繰り入れるものでございます。

次の19款繰越金でございますが、町長の提案理由にございましたように出納閉鎖による見込みにより増額いたすものでございます。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） 20款諸収入5項雑入5目雑入でございます。28コミュニティー助成事業助成金でございます。250万円の増額をお願いするものでございます。この助成金でございますが、宝くじ関係の事業でございます。区長さんを通じまして募集しましたところ2団体から申請がありました。岸ヶ森自治会と神輿会でございます。この2団体とも県のほうに申請いたしましたが、この事業の趣旨が自治会規模で身近な地域づくりを目的としていることから岸ヶ森地区が選ばれたものでございます。岸ヶ森地区の事業内容といたしましてはお祭りの音響システム、組み立て式のステージ、屋外照明器具などの購入となっております。事業費の総額でございますが258万3,945円、助成額が250万円、岸ヶ森自治会の負担額といたしましては8万3,945円と以上となっております。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 43老人保健診療報酬返還金でござい

ますが、これは1件返戻があったものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 細節47新地域再生マネージャー事業補助金につきましては、復興まちづくり事業に対するふるさと財団からの助成でございます。

○危機管理室長（小島 昭君） 48地域防災組織育成助成事業助成金100万円の増額をお願いするものでございます。同助成金につきましては宮城県を通じまして財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献事業の一環として助成されるものでございます。地域防災組織育成のために消防団員の雨がっぱ、背負式ポンプを購入に充てるものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 2節保険金につきましては建物災害共済加入建物について東日本大震災の被害に対する見舞金でございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 14、15ページをお開きください。3節過年度収入でございますが、⑩でございますが、これはゆうらいふのスプリンクラーの補助金でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 21款町債につきましては第3表地方債の補正でご説明した内容でございます。16ページ、17ページをお開きください。歳出でございます。

○議会事務局長（高橋正幸君） 議会費議会運営経費につきましては提案理由にもございました議員報酬、期末手当におきまして3月定例会提案の議発第1号で議員報酬を平成24年度において10%減額したことに伴います減額でございます。議員共済組合負担金につきましては標準報酬月額が下がったことによるものでございます。議員報酬10%減価額によります影響額は929万4,000円でございます。旅費につきましては常任委員会研修視察の充実のための増額及び議運におきまして議会活性化のための視察、広報委員会におきましては任期最初の年での中央の研修会を受けてもらうための経費をお願いしております。終わります。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 18ページ、19ページをお開きください。総務費の中の一般管理経費、役務費、公用車任意保険料3万7,000円の増額でございます。大震災の被災地の自治体へということで株式会社AKSから譲渡された車の任意保険料をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の4目財産管理費で委託料の減額と使用料及び賃借料の増額でございますが、提案理由にあったように天平の湯ボイラーリースに係る分の増額と、同額を地域振興公社委託料から減額するものでございます。その他負担金につきましては天平ろまん館歴史公園の環境整備に要する負担金でございます。

次の企画調整経費の賃金でございますが、歳入でご説明いたしました緊急雇用創出事業への組み替えでございます。旅費につきましては韓国での林川面との友好調印式へ出席する旅費でございます。報償費需用費及び使用料及び賃借料の主な内容につきましては復興まちづくり事業開催に必要な経費をお願いするものでございます。基金管理経費につきましては歳入の交付金同額を積み立てるものでございます。

○危機管理室長（小島 昭君） 8目交通安全対策費で3職員手当等の退職手当組合負担金45万円でございしますが、これにつきましては専従の交通指導員の退職手当の負担金でございます。11需用費消耗品14万8,000円でございますが、これにつきましては交通安全指導員の制服一式を購入するものでございます。12役務費手数料交通指導車塗装等手数料でございます。これにつきましては今現在の交通指導車が平成5年に購入し

たものでございまして、これを11月に車検が切れますことから廃車にして今ある公用車を交通安全指導車に模様がえをして放送機器等の設備を整備するものでございます。12、33万円が手数料でございまして、18に備品購入費1備品購入費で放送等の設備機器を整備するものでございます。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） 10目コミュニティー事業費1コミュニティー事業経費でございまして、11節需用費で光熱水費10万3,000円をお願いするものでございます。これにつきましてはひだまり広場のボールタップの故障によりまして水道料金の増額があったものでございます。なお、既設の予算で修理は行っております。⑥修繕料でございまして7万円の増額をお願いするものでございます。同じくひだまり広場のトイレの漏水修繕をお願いするものでございます。19節負担金補助及び交付金でございまして、交付金④補助交付金でございまして、コミュニティー事業、コミュニティー助成事業補助金250万円につきましては歳入でご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。自治会活動補助金12万2,000円の増額をお願いするものでございます。長根行政区自治会結成に伴います結成時補助金5万円、活動費補助金7万2,000円の内容となっております。なお、これで町内23の自治会が自治会となったところでございます。あと、集会所整備事業補助金88万4,000円の増額をお願いするものでございます。吉住集会所の屋根の塗装と下小塚集会所の外壁の修繕にそれぞれ事業費の3分の1を補助するものでございます。終わります。

次のページをお開き願います。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 22、23ページでございまして、財政調整基金積立金につきましては繰越金補正額の2分の1相当を積み立てようとするものでございます。積み立て後の現在高につきましては6億7,141万4,000円でございまして。

○危機管理室長（小島 昭君） 14目諸費防犯経費12節役務費手数料で防犯灯設置手数料525万円を負担金補助及び交付金、補助交付金LED防犯灯設置補助金に科目変更をお願いするものでございます。LED防犯灯につきましては昨年1,250灯の寄付を受けまして町から防犯協会に依頼する形で通学路を中心に交換を行ってまいりましたが、今後地域で必要とされる防犯灯の交換も必要となることから防犯協会等からの申請を受けて町で補助するという従来の形で行う予定でございまして。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） その他諸費の町民バス運行業務委託料につきましては二の袋線におきまして朝の通学時間帯に子供たちの積み残しが発生していたため、臨時便を運行しようとするものでございます。終わります。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 消費者対策経費大崎定住圏法律相談事業費負担金3万5,000円の増額をお願いするものでございます。次のページ、24ページ、25ページをお開きください。賦課徴収費賦課徴収事務経費でございまして、電算システム改修業務委託料28万9,000円の増額をお願いするものでございます。その下、戸籍住民基本台帳費戸籍住民基本台帳事務経費公的個人認証システム保守管理手数料7万4,000円を増額するものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 26、27ページをお開きください。3目老人福祉費の介護保険対策経費でございまして、繰出金ですが、それぞれ人事異動によるものでそれに伴う事業を見直してございましてそれらの所要額を補正するものでございます。事業内容につきましては後ほど介護保険の会計のほうで説明いたします。それから8の老人医療経費でございまして、平成23年度に診療

報酬の1件の返戻があったものでそれらの手続きのための所要額でございます。終わります。

6 障害者福祉費でございますが障害者自立支援費、これは支給管理システムの改修業務の委託料でございますけれども、自立支援法の改正に伴うシステムの改修によるものでございます。それから2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございますが、賃金になりますけれどもこれは子ども手当支給に伴う臨時職員の賃金でございます。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 次に4目児童館2児童館運営経費で47万7,000円の増額でございます。八雲児童館の保育室、遊戯室及び職員室の床全面をブラムサンダーで研磨いたし、ウレタン樹脂塗布をし改修する所要額としてお願いするものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 28ページ、29ページをお開きください。災害救助費でございます。3節職員手当と時間外手当146万5,000円の増額でございます。本年5月3日4日の大雨のときに時間外手当を支出しておりますけれども、今後の見込んで増額をお願いするものでございます。終わります。

○危機管理室長（小島 昭君） 7賃金2臨時事務職員賃金137万2,000円、11需用費2消耗品9万円、3光熱水費9万円、15節工事請負費1工事請負費のうちの放射線物質測定器整備工事費25万2,000円、18節備品購入費1備品購入費486万1,000円の減額について説明いたします。放射能物質の検査機の測定器の導入に係る費用でございます。放射性物質の検査機につきましては町長も昨日の一般質問の回答にもございましたとおり、8月末までに宮城県及び消費者庁からそれぞれ1台が貸与される予定になってございます。それぞれ検査に従事する臨時職員の賃金、検査を行うための計量器等の消耗品代、検査室を維持するための電気代等、検査室の空調設備等の電気工事、更衣室の代替場所となるパーテーションの備品購入費等でございます。また、当初予算でお認めいただきました町費単独で購入を予定しておりました機器の購入につきましては貸与される機械が2台となったことから減額をお願いするものでございます。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 順序が行ったり来たりしますが、13の委託料災害廃棄物仮置き場管理運搬処理委託料1億8,000万円でございます。これについては歳入でも説明いたしましたが今現在70%の進捗率、あと残り30%、処理能力によって今年度いっぱいかかるだろうという見込みを立てまして1億8,000万円の増額をお願いするものでございます。それから工事請負費倒壊家屋解体撤去工事4,684万4,000円の増額でございますが、これにつきましては既に契約を済ませた解体している分、今現在23年度で契約し24年で事業をしている分とそれから今後新たに解体申請がされるという方々もおりますので、その分を見込んで4,684万4,000円の増額をお願いするものでございます。それから21の貸付金、これについては災害援護資金貸付金でございますが、現在5件の問い合わせが来ているということでございますので1,000万円の増額をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） 30、31ページをお開きいただきたいと思っております。6款農林水産業費1項農業費8目農村環境改善センター費でございます。1農村環境改善センター運営経費11節需用費でございますが4万3,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては自動火災報知機、誘導灯の予備電池の購入でございます。⑥修繕料6万3,000円の増額をお願いするものでございます。浴室のシャワーの修繕でございます。12節役務費②手数料防火対象物点検手数料3万2,000円の増額をお願いするものでございます。終わります。

○産業振興課農業振興班長（牛渡俊元君） 32ページ、33ページをお開きください。17目水田農業構造改革対策事業費の負担金補助及び交付金農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金545万5,000円でございますが、歳入でもご説明いたしましたとおり県から内示がございましたので、生産調整にかかわる事務経費として事業主体であります涌谷町地域農業再生協議会へ補助金として交付するものでございます。終わります。

○商工観光室長（小野寺和敏君） 次に7款商工費でございます。3目観光費役務費で21万4,000円の増額補正をお願いするものでございますが、桜台帳システムの関係でございます。桜台帳システムを搭載しておりますパソコンにデータがうまく反映されないという不具合が生じるようになりましたことから、業者との間で締結しておりますシステム保守契約を先延ばしをいたしておりました。このたび、システム改修により正常稼働するようになりましたことから、来る7月から来年の3月までの9カ月間の保守管理に係る所要額をお願いするものでございます。また既存のパソコン改修により新しいパソコンへの取りかえは不要となり、データ移行もなくなりましたので既決予算のうち桜台帳更新手数料は減額措置いたすものでございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 8款土木費、34ページ、35ページをお開きお願いします。2項の道路橋梁費3目道路新設改良費の道路新設改良費事業ですが、委託料の道路改良設計業務委託料600万円の増額をお願いするものですが、涌谷不動堂線、上涌谷の踏切のところなんですけれども、その設計業務でございます。歳入の増額に伴いまして補正後の額が900万円となるものでございます。実施設計、あるいは図面設計までの事業開始予定の26年度までの事業でございますが、次に工事請負費100万円の増額をお願いするものでございますが、北田線の道路改良費工事を行うものでございます。補正後の額が3,495万円となるものでございます。

次に下水道建設事業費の繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金689万8,000円の減額をお願いするものでございます。次に4項の住宅費1目の住宅管理費公営住宅管理経費の工事請負費200万円の増額をお願いするものですが、淡島住宅の排水不良個所の勾配のとり直しと側溝撤去の再設置の工事を行うものでございます。次に2目の住宅建設費災害公営住宅整備事業経費につきましては需用費の消耗品と印刷製本につきましては災害公営住宅入居者の意向調査の封筒代と調査説明資料の印刷代をそれぞれお願いするものでございます。委託料につきましては災害公営住宅用の用地の鑑定委託料121万7,000円の増額と、基本実施設計業務委託料7,000万円の増額をお願いするものでございます。次に公有財産購入費建設用地の購入でございます。2億2,000万円の増額でございます。

定例会資料の10ページをお願いします。購入場所といたしましては六軒町裏地区で宮交の跡地でありまして、現在薬王堂の建設している北側の土地となります。面積につきましては2,755平方メートルと、それから渋江地区のライト製作所等の所有地でございます。9,584平方メートル、合計で1万2,339平方メートルを購入予定でございます。24年度の事業といたしましては基本実施設計と用地購入でありまして、25年度に六軒町裏団地に10戸、渋江地区に10戸、計20戸が建設の予定でございます。当初国では全壊、大規模半壊、半壊の方で解体した住宅の半分を最大85戸が整備可能ということで国のほうから査定を受けております。そのうち50戸を申請しておりまして、25年度までに20戸分が計画の決定がされております。今後計画の熟度が増すれば整備の上積みとなりますので検討しながら整備を図ってまいりたいと思います。終わります。

○危機管理室長（小島 昭君） 36ページ、37ページをお開き願います。9款消防費1項消防費2目非常備消防費11節需用費消耗品で105万9,000円の増額をお願いするものでございます。先ほど歳入でも説明しましたとおり、消防団員の雨具と背負式のポンプを購入するものでございます。5目災害対策費でございます。13委託料1委託料で408万7,000円の増額をお願いするものでございます。歳入でも説明いたしましたけれども、本年度医療福祉センターに整備する太陽光発電の実施設計業務委託料と本庁舎の耐震診断の委託料でございます。15節工事請負費1工事請負費で3,465万円の増額をお願いするものでございます。医療福祉センターの太陽光発電に係るもので、工事内容としましては療養病棟の屋上に太陽光パネルと蓄電設備を設置して配線によって研修ホールに端末のコンセントを設置するものでございます。設備の性能でございますけれども、太陽光発電は20キロワットで蓄電池は15キロワットでございます。停電時には自立型で切りかえが可能でございます。停電時に使用できる電力量としましては昼間で照明灯3灯、テレビ2台、パソコン10台、防災無線、冷暖房1台、放送等設備でございます。12時間の使用が可能です。夜間につきましても15キロワットで使用できるものでございます。

次に19節負担金補助及び交付金④の補助交付金で85万8,000円の増額をお願いするものでございます。今後自主防災組織の結成が見込まれる7行政区に対する資材の購入に対する補助金でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 昼食のため、休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

10款教育費から順次説明をお願いします。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 10款教育費からご説明を申し上げます。38、39ページをお願いいたします。2事務局経費で238万5,000円の増額をお願いするものでございます。8報償費、9旅費、11需用費及び12役務費つきましては歳入で申し上げました学び支援コーディネーター等配置事業実施に要するものでございます。事業内容といたしましては冬休み、夏休みの長期休業期間に小学3年生から中学生を対象に涌谷中学校と箕岳公民館を会場に学習指導員、各会場に3名を配置し学習習慣の確立と学力向上を目指す事業として実施いたそうとするものでございます。その所要額といたしまして指導員の謝金、旅費等必要経費をそれぞれお願いするものでございます。19負担金及び交付金の③その他負担金につきましては日本スポーツ振興センター負担金額確定により4万8,000円の減額をいたそうとするものでございます。④補助交付金のスクールソーシャルワーカー活用事業補助金につきましては歳入でも申し上げました事業を実施する謝金、旅費、事務用品等に要する所要額を歳入同額予算措置をいたすものでございます。

次に2項小学校費1項学校管理費2学校管理経費で561万9,000円の増額をお願いするものでございます。11需用費修繕料で275万9,000円の増額につきましては第一小学校の校名板、校舎東側に設置してあります足洗い場、本校舎と東校舎をつなぐ渡り廊下の屋根の雨漏り、箕岳小学校のプールの部分塗装補修、それから

小里小学校の本校舎と東校舎をつなぎます渡り廊下の屋根の雨漏りの補修及び体育館の舞台幕の滑車修繕に要する所要額をそれぞれお願いするものでございます。15工事請負費で286万円の増額につきましては、篁岳小学校の女子トイレ2カ所を和式から洋式に改修をいたすものでございます。3・11東日本大震災により国道346号線側の架橋が崩落し改修中、給食配送車等の通行のため小里小学校の校庭体育館側に敷き砂利をいたしましたので改修も終わりましたので除いて整理を行うもので要する所要額をお願いするものでございます。次の2目教育振興費1教育振興経費で39万7,000円の増額につきましては第一小学校のマーチングバンド用楽器、サクソとトランペット各1本とクラリネット2本の更新に要する所要額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。3項中学校費1目学校管理費2学校管理経費で79万1,000円の増額をお願いするものでございます。涌谷中学校のバスケットコートライン書きかえと給食配送車が主に通行する武道館の後ろ側の取り付け道路のわだちが深くなってきたことによる改修に要する所要額をお願いするものでございます。バスケットコートラインの書きかえにつきましてはルール改正がありまして、平成23年4月1日から新ルールが採用され、ルール変更の猶予期間2年が設置され平成25年4月1日から完全採用となることとございます。今回新ルールを採用して涌谷中学校を会場に9月下旬に新人戦が開催されますことから今回お願いするものでございます。なお、篁岳中学校につきましては9月の補正でお願いする予定にしております。次に1目幼稚園管理費2幼稚園管理経費で15万3,000円の増額をお願いするものでございます。11の需用費修繕料11万円の増額につきましては小里幼稚園の遊具塗装に要する額をお願いするものでございます。12役務費の手数料で4万3,000円の増額につきましては南幼稚園に網戸6カ所取り付けに要します費用をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。5項社会教育費3目文化財保護費1文化財保護経費でございますが、7賃金臨時事務職員賃金86万3,000円の増額をお願いするものでございます。震災関係の事業でございますが、名称が文化庁被災ミュージアム再興事業と申しまして、補助率が2分の1、残りの2分の1は震災復興特別交付金での対応ということで100%の補助事業となっております。5カ年の時限立法となっておりますが、岩手、宮城、福島の前被災3県が対象となっている事業でございます。11節需用費⑥修繕料73万5,000円の増額をお願いするものでございます。太鼓堂の瓦の修繕でございます。19節負担金補助及び交付金④補助交付金文化財災害復旧事業補助金13万3,000円の増額をお願いするものでございます。地震によりまして小里西光寺の門の棟がずれ、あわせましてそのカヤもずれましたのでその修繕に要する経費の助成をするものでございます。6目くがね創庫費1くがね創庫管理経費11節需用費⑥修繕料16万円の増額をお願いするものでございます。くがね館の照明用電球の交換でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。6項保健体育費1保健体育総務費2保健体育事務経費9旅費②普通旅費16万円の増額をお願いするものでございます。東北地区スポーツ推進員研修会の参加のための旅費でございます。19節負担金補助及び交付金③その他負担金でございますが、全国スポーツ推進員連合会負担金4,000円の増額をお願いするものでございます。④補助交付金でございますが、少年スポーツ振興事業大会補助金19万4,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては7月28日、29日に

長野県で開催されます全国大会参加のための補助でございます。なお、種目につきましては空手でございます。3目体育施設費1体育施設管理経費11節需用費⑥修繕料81万円の増額をお願いするものでございます。涌谷スタジアムの非常放送用スピーカーの交換と、BG体育館のカーテン等の修繕でございます。12節役務費②手数料放射性物質測定検査手数料1万6,000円の増額をお願いするものでございます。水辺の体験学習を7月に相野沼で予定しております。水を採取し放射能の検査をするものでございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 次に11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費ですが、使用料及び賃借料で作業機材等賃借料で86万円の増額をお願いするものでございますが、5月3日、4日の大雨による原材料費、ダンプ等の機械の借り上げによるものでございます。工事請負費単独災害復旧工事1,700万円の増額をお願いするものでございますが、これも5月の大雨による復旧工事で吉住地区の不動沢の護岸の工事、日向地区の水路、西地区の第一小学校前の水路、桜町裏の水路のしゅんせつ工事を行うものでございます。

次のページをお開き願います。原材料費補修用砕石等で20万円の増額をお願いするものですが、敷き砂利の砕石の原材料費でございます。次に3目住宅施設災害復旧費工事請負費八雲住宅災害復旧工事300万円の増額をお願いするものでございますが、大震災での補助漏れとなりました八雲住宅の污水管の復旧工事と八雲住宅の舗装工事の復旧工事を行うものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） 3項文教施設災害復旧費2目社会教育施設災害復旧費1社会教育施設災害復旧費11節需用費2万円の増額をお願いするものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、同じく社会教育施設災害復旧費の13委託料のうち天平ろまん館災害復旧工事管理委託料、それから15節工事請負費の天平ろまん館災害復旧工事4,970万円の増額ですが、東日本大震災により天平ろまん館、歴史館、直売施設、それから砂金採り体験施設の屋根瓦の破損による修理工事でございます。今回の補正につきましては県との協議がまだ中途ということで一般財源で置いておりますが、現在県当局のほうとこれの財源措置について協議中であることを申し添えます。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） ①の委託料、史料館災害復旧工事管理委託料41万円の増額をお願いするものでございます。工事発注に伴います管理費でございます。①工事請負費くがね創庫災害復旧工事130万円の増額をお願いするものでございます。勤労福祉センター災害復旧工事360万円の増額をお願いするものでございます。現在福祉センター工事中でございますが、地震でさらに壁の下地に亀裂が見つかりましたので、今回追加工事をお願いするものでございます。なお、財源につきましてはまだ県と協議中でございます。史料館災害復旧工事889万2,000円の増額をお願いするものでございます。工事の内容といたしましては正面の自動ドア、コンクリート壁のモルタルの浮き、柱脚の破損、2階展示室の階段及びコンクリート壁の破損、外部のモルタルの浮き及び石垣のずれなどの補修工事でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 5項その他公共施設公用施設災害復旧費1目その他公共施設公用施設災害復旧費でございますが、天平の湯災害復旧工事におきまして浴槽本体から水漏れがあるということで追加工事が必要になった分464万4,000円をお願いするものでございます。

それから14款予備費でございますが、歳入歳出の差17万2,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） 昨年の大震災を受けて今回の補正の中にも復旧復興の予算が入っていますが、町長は施政方針でも復旧復興を最優先と考えるということで事業に当たっているわけですが、昨年の9月に災害復旧計画というものをつくっておきまして、これの進捗状況といいますかそういったものをまとめているものがあればご提示願いたいことと、もしまだまとめていないのであれば、例えば随分金額とか最初昨年の9月のときの時点ですからなかなか予測できなかったものとかもあって、それは仕方のないことだと思いますので、そういったものがあれば修正してまた計画的にやっていかないといけないのではないかと。なかなか全体像というのは、これでは全体像というのはわかるんですけども予算書だけでは全体でどうなっているか、どこまで進んでいるのか、例えば先ほどの繰越明許のお話でもある課長さんは進捗率何10%とか詳しく述べられた課長さんもおりますし、全然ということはないんですけども進捗状況等述べていただければいいのかなと思います。

それでその復旧計画のことについての現在どうなっているかということをお話しいただきたいことと、それから今回の災害で現在まで120数世帯の方が仮設あるいは民間の住宅でご不便な暮らしをされていると思います。日常生活が著しく破壊された方たちの一日も早いもの生活に戻れることというんですか、そういったことをソフト面でも災害公営住宅のことで40戸ということをお話しいただきたいことと、早急にとはいかないことと、そういった方々への町としての温かい支援といえますかそういったことをどう考えているかということをお話しいただきたいと思っております。

それから災害公営住宅のことにつきましては2カ所予定地ということで掲げられていますけれども、昨日の一般質問でも申し上げましたけれども、下本町、本町、地権者の方で譲られる方がおりましたらそういうところに一日でも早くそういう町の中に見えるといえますか、みんなの目にとまるところにそういうものを1件でも2件でも建ててやることのできればそうかこういうこともできるのかという町民の方にもわかりやすい施策ではなからうかと思っておりますので、きのうはそれについては復興まちづくりマスタープランの中にもありますし、町長もそのようなことですから担当課としてもそれを受けて具体的にどう進めていくかということをお話しいただきたいことと、それから災害公営住宅建設に当たって意向調査をやっていると思っておりますので、その意向調査の結果はどうだったのかをお話しいただきたいと思っております。

それから2点目なんですが、温泉のボイラーについて債務負担行為を起して25年から31年までの7年間でお支払する、リースでいくと。この金額を見ますと1億2,690万5,000円、ボイラーのほうは。それから管理費といえますか灰の処理とか合わせて1,785万5,000円、合計でボイラーですと1年間1,813万5,000円、管理のほうですと1年間255万円ですか。前回の全員協議会の際の話よりは金額は安くなっているのかな。前回のときはたしか月200万円ですか、そんなに安くない、同じです。これを予算計上するに当たって25年から31年までのリース料と現在のボイラーを新しくして重油でいった場合の7年間の比較というのをやられたのかどうか。やったとしていけばその数字をお話しいただきたいと思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、まず第1点目の昨年9月にお示した災害復旧計画の全体の進捗率ということでございますが、ちょっとまだそれを取りまとめはしておりませんので9月定例会に向けてそれは整備したいと思います。と申しますのが、すべて未曾有で片づけてしまうのかという話になるかとも思うんですが、実は天平ろまん館もまだ県の災害査定を受けていないような状況、県のほう、先日生涯学習課のほうに行ってきたんですが、各県からの派遣職員に頼っているような状況がございまして、なかなか災害査定も受けられないような状況もありますことから、そういったところをにらみつつ9月の定例会においてはそういったことについてお知らせできるようにしたいと思います。

それから2点目の繰越計算書の説明方法、進捗率に言及する課長さんもいけば総体のことしか言わない課長もいるということですが、その辺の説明については統一していきたいというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） それでは、災害公営住宅に関する関係で仮設住宅に入っている方、町内に淡島あるいはアパート等に含めて120ということでありまして、それらの方々、今回調査を具体的に意向調査を行う予定でございます。前回行った意向調査におきましては公営住宅に入る際希望しますかというような状況で行いまして、ほとんどの方がまだ決定的な答えがなかったというような内容でございました。今回は新たに金額的な面、部屋の大きさとかそういうものも含めて細かな内容で調査を考えております。それを受けてどれだけの人数が公営住宅を希望するのかによって今後また県国と詰めながら災害公営住宅の件数を調整していくということでございます。

説明で申し上げた50戸については県のほうでは50までは計画ということで認定されておまして、24年、25年には20戸ということで決まった数字でありまして、渋江地区予定として大きく面積を購入しておりますので渋江地区にはおおむね20戸、あるいは建て方によっては25戸が建設されるだろうということで、六軒町裏、渋江地区合わせると大体30か35が配置される。残りのことについてはいろいろ予定地も含めまして検討しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 120戸以上の仮設住宅の方々への手当てというかその扱い、それから天平の湯のリースについて。副町長。

○副町長（菅原孝治君） 仮設入居の方々への支援の関係でございますけれども、現在私のほうで調査しましたところ130世帯ぐらいが仮設、民間のアパートも含めてそういったことで入居しているようでございます。ただ、特に私のほうで社会福祉協議会等と協議しながら独自に公営住宅に入っておられるの方々へのソフト的な支援と申しますか月1回程度のお茶飲み会とかそういったことで今対応している状況でございますし、そしてそれぞれの方々からいろいろなご要望をお聞きして取りまとめている最中でございますし、公営住宅の話もお話ししております。具体的に対応できるものとできないものがございまして、今回の予算でも若干計上しましたが、現在の入っている状況の仮設の中で整備を早急に必要だという部分については対応するようにしております。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 天平の湯のボイラーでございますが、7年間をリースということで

考えた場合、燃料費の大体差額で9,800万円、それから機械の入れかえを天平の湯のほうで既存と同じ重油ボイラーで交換した場合2台で2,500万円ということで約1億2,300万円、それに対して今回債務負担行為を起こした総額が1億4,000万円という形にはなるかと思いますが、このリース料にはボイラーのメンテナンス等一切を含んでおることを考えるとトントンか若干安くなるのではないかというふうに見ております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 最初からいきます。復旧計画ですけれども、ちょっと今県と協議中とかってありましたけれども、それはそれとしてつくれないことないと思うんです。全部決まらなければ載せられないということではない、大体これつくったときだってそういうことだと思いますので、現段階で知り得る情報でいいと思うのでぜひそれはやっていただきたい。ここまでできているとか工事終わっているとかここはまだ終わっていないとかというのはわかるようなものであってほしいと思います。

それから意向調査なんですけれども、1回はやった。1回はやったけれども詳しいものでなかったのだからなかなか内容が詳しくわからないので今度はその金額とか入れて詳しくやりたいということなんですけれども、いつおやりになりますか。いいです、後で。いつやっていつまで取りまとめられるか。

それから入居者対策なんですけれども、副町長、社協といいましたけれどもでは町健康福祉部門からのアプローチはどうか。今の答えだと全然出てきませんよね。例えば保健師さんが定期的に訪問しているとかやっていなければそれは言えないことだから何とも言えません。町に来た人ですから社協に頼んでいるからいいやというつもりで言ったのではないと思いますけれども、町としてどうするかということがどうそういう人たちのもとの生活に戻ってもらう、あるいは今もしかしたら心が痛んでいる方もいらっしゃると思います。そういった方に町としてどう対応するのか。その中で社協としてやってもらうことということではないのかなと思いますので、その辺はもう一度。

それからボイラーなんですけれども、一つだけちょっとわからないのは前のときはチップ代まで入れてということだったんですけれども、全協の中でたしかお話し申し上げたと思うんですけれども、チップは燃料費でこれは燃料で変動するものだからそれまでリースしてしまうのはおかしいよということ申し上げたつもり。それはどうなったかということをお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） まず1点目の災害復旧計画の進捗状況については8月末時点なりで押さえて9月定例会のほうでお示ししたいと思います。

それから天平の湯のボイラーにつきましては燃料は地域振興公社のほうで見るとということで、現在準備を進めております。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） それでは、意向調査の関係でいつまで、いつごろやるのかというようなご質問でありますけれども、今回の議会終了後直ちにやりまして、というのはできるだけ入る戸数を早目に確定させなければならないということもありますので直ちにやる準備でしております。

○議長（遠藤稔雄君） 健康福祉課技術参事。

○町民医療福祉センター健康福祉課技術参事（久道光子君） 被災者の方々の心の健康問題で住所が石巻市に

あつて涌谷町に在住している方々については石巻市から問い合わせがありまして家庭訪問をして調査いたしました。その結果はほとんど皆さん元気でいらして、介護保険のサービスが必要な方も涌谷町でサービスを受けておられて、住所が石巻市にあつて涌谷町の在住している方々についてはそのようなことです。涌谷町で被災しておられて、県のほうでアンケート調査というのをしたんですがその結果が来まして、ケイシックスって心の健康問題で眠れるかとかイライラするかとか落ち着かないかとかそういうのを点数化したものがあるんです。それが13点以上の方は非常に孤独だとかつていうことになってフォローが必要な方々です。そういう方々に家庭訪問をして今様子を伺っているところです。

訪問してみても思いますのは、皆さん将来どこに住みたいかというところを聞くんですけども、仕事がまずメインだと。仕事が今ないので仕事をどこでするかによって住むところが決まるからまだ石巻市に戻りたいか雄勝に戻りたいか涌谷町がいいかというのがよくわからないというふうな答えの方、それから3世代、4世代一緒に暮らしていらっしゃる方は高齢の方は雄勝の地元に、海の見えるところに帰りたい。お嫁さんとか若い人は涌谷がとてもいいというふうなところで、非常に一つの世帯でも家族で意見がばらばらというふうな現状があります。数、今何%訪問してどうだという詳しいことは言えませんけれども、今心の健康問題の方には訪問しているような状況です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 町長、ぜひご不便な生活なされている方々の何かレクリエーション的なこととか集いみたいなそういった方々の集いみたいなものとか考えられないかなと思いますので、ぜひ関係課、これは健康福祉課だけでもない社会教育の面からとかそれから子供さんがいれば学校の問題、乳幼児の方がいれば幼稚園の問題とかそういった方々の涌谷に来てよかったということはないですけども、大変な生活なされているわけですからそれでも町が温かく自分たちを迎えてくれるような、これはお金にそんなにかけなくてもできる事業だと思いますので、何かそういう工夫をぜひ担当課長等と話し合いしながら計画していただければと思いますけれども、町長のお考えをひとつ。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ただいまのご意見等々については私よく前から久議員さんにライオンズクラブ等々の活動を通じていろいろな面からの支援策ということについてもご意見等々いただいております。中には行政区の新年会、あるいは老人クラブの演芸会等々いろいろな催し物等で気のつく行政区、あるいは地域の方々は声をかけながら対応しております。そういった面で、町独自としまして例えば運動会だとかあるいは文化祭だとかそういうものについては積極的にご案内を出して涌谷の町でもこういう催し物あるいはこういう温かい人たちがいるんだということを大いにアピールしてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 次、質疑ございませんか。2番。

○2番（只野 順君） それでは、3点お聞きします。きのうも放射性物質の検査に関して放射能測定器の台数が県からの貸与ということで2台入るということでありましたけれども、減額なされていますけれども、町として1台そのまま導入されてはいかがかなと思います。今日の新聞とか東京等などにおきましても大分離れているんですけども、除染しなければならぬ公園が出てきたとかそういう形で表れていますの

で、これから子供たちのために長期にわたって健康問題あるいは食べ物に関しての安全性を考えた場合、不安を取り除くためにも町では1台きちっと買って対応していくということでお話を進めていただければと思っております。

それからもう一つ、先ほどの災害公営住宅の取得の件ですが、あの場所はどういうふうな形で決まったのでしょうか。それが2点。

それから天平ろまん館の屋根の修理に5,000万円ほどかかるということですが、町民感情からして私を通して見た感じではそんなにあの屋根はという形で見えていました。それで、その修理に係る値段というか価格もどういう形で設計されているのか、詳しく教えていただければと思います。以上3点、お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小島 昭君） それでは、お答え申し上げます。今回県並びに消費者庁から貸与される機械につきましては、営利を目的としない農産物等の検査でございます。今現在検査として考えているものにつきましては学校給食用の3件が週3回でございます。1日検査の機器で測定しようとしたのが5回でございますので、週に換算しますと35件ほど検査ができます。それを2台でやりますと最大で70件ということで、それから3件を引きますと67件の一般の方からの持ち込みの希望に対するが可能ということでございますが、今後その件数が大幅にふえるようでしたら再度上司とも相談してふやすことも考えてみたいと思います。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 災害公営住宅の用地の場所がどのようにして決まったかということでありまして、災害公営住宅の整備する際に整備方針というのがありまして、その中には少子高齢化社会に対応したまちづくりあるいはフリーユニバーサルデザイン、それから地域コミュニティの持続を図れる取り組みができるそういった内容で地域環境に配慮した整備をしてほしいという基本ラインはあります。まずは六軒町裏団地につきましては宮交さんの場所です。高齢者ということで買い物等におきまして近くにヨークとかそういうものもありますし、交通の便も含めてよろしいとそういうところであるし、なおさら渋江地区におきましては同じように近場でヨークもある。なおさら六軒裏団地には公共下水道の設置ができるということもありますし、渋江地区におきましても近くまで下水が来ていますのでそれらを配慮してなおさらライト製作所さんとか含めて協力体制が得たということで候補地として挙げております。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 天平ろまん館の屋根がわら工事につきましてですが、当初あの建物を設計した業者と、それからかわら職人とで下からの目視確認によって被害状況の確認をしておりました。その際、議員さんもあそこの前を通られてわかるように歴史館の上の部分、目視でも屋根がわらのずれている部分があります。そういったところの一部取り外し新設で対応できるだろうというふうな、でも、実際そのかわらの破損補修の詳細設計を組むには当然上に登って詳細な状況を確認して設計するのが通常であるんですが、去年の震災後の非常に建設業界全体が手いっぱい状況の中でなかなか足場を組んで詳細な調査ができかねておったところですが、ことしに入っているいろいろな関係の方たちも大分落ち着きを取り戻されて、

本来足場を組んで上がるのが当然のところなんですけどちょっと危険を承知で上に上がってもらって確認したところ、屋根がわら全体が2センチメートルにわたってずれているという状況があったそうです。

それで、当初下から見てわかっている部分だけの修正、新たなふき直しで対応できるかと思ったのがすべてのかわらを一たん人力で下して1枚1枚破損がないか調査をして、それで破損したものについては新規発注してまた上の全体のふき直しをするという工事が必要であるということが判明いたしました。それで当初下から目視で状況確認した際は大体1,000万円程度で仕上がるのではないかとということだったんですが、全体を下してまた新たにふき直す、さらに2センチメートルずつぐらいかわら全体がずれたことによってあそこの天平ろまん館のかわらは東大寺にふいてあるかわらとほぼ形状も似たような形状で、平がわらって要するに平らにふいてある部分についてはさほどでもなかったんですが、軒天がわらのところに折り返しというか少し反らすような形で天平のイメージを出しているところなんですけど、そこの軒天の押さえている板が雨水等の侵入によって腐ってそれも全部交換が必要であるというような状況も新たに判明しましたので、今回全体的なふき直しということで、全体の事業費が4,970万円というふうな結果になったところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（只野 順君） 先ほどのことに関してですが、件数は放射能測定器の検査件数の申し込み等々は少ないとお話ですが、私のほうとしてはぜひとも町のほうでその姿勢含めてもう1台導入していただければと考えております。

それから2点目の公営住宅の設定の場所ですけれども、石巻とかあるいは雄勝からの被災者の方もいるようですので、小里地区とかあるいは麓岳地区、石巻に近いそういう場所の選定も考えて今後発注するとかそういう意向調査を含めてでしょうけれども、そちらのほうにも考えて進めていただくような形のほうがよろしいかなと思っていますけれども、その辺どう考えていますか。

それから今ろまん館の屋根についてお聞きしましたけれども、今後とも震災がこないという保証はないんです。それで、5,000万円かけてというのが果たして町民にとってどうなのか、あるいはもう一度調査して屋根の素材をかえるとかそういう形で持っていくような方向で考えられないのか、この点についてお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） それでは、公営住宅の整備、今後の整備ということでいろいろな地域も含めて考慮したいと思います。ただ、仮設住宅とか入っている方については高齢者等の方が多いです。車とかお持ちでないとかそういうようなことでありますので、できれば交通の便のいいような場所も含めて今後検討しながら、アンケート調査の動向を見ながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小島 昭君） お答えいたします。先ほどもお答えしましたとおり、あくまでも今回貸与される機械は一般消費者の自家用野菜とかそれから学校用の給食食材等でございます。先ほど数字の間違いがございましたけれども、1週間に25の2台の50件から3件を引く47件、当分の間この47件でやってみてそれほど広範囲な測定の対象とはならないと思っておりますので、当分の間これでやってみてそれでも間に合わないという状況にございましたら再度上司と相談して購入したいと思っております。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 先ほどちょっと財源のお話で県当局のほうと相談をしている旨をお話ししたんですが、現在博物館類似施設ということで社会教育施設の災害復旧事業のほうに取り上げてもらうべく生涯学習課のほうと協議をしているところでございます。それで、災害復旧というのは原状復旧があくまでも条件というか原状復旧というのが基本となるところで、この天平ろまん館の建設からの経緯なんです、議員さんも篤にご承知のように奈良大仏の塗金を涌谷から産出したということで、大仏のふるさと涌谷町ということで天平ろまん館の全体のデザインをする際には東大寺と十分協議の上建築したという経緯があります。それで、先ほども申しましたように屋根のかわらぶきについても東大寺のかわらに近い飛鳥野瓦という特製のかわらを用いてふいております。

そういった東大寺との歴史的な経緯もありまして、実は町の幹部のほうに東大寺の現在の執事長であります狭川執事長のほうから電話があった際に、内々にたび重なる地震災害で例えばトタンぶきというような話をしたところ、電話口で絶句されたそうです。そういった経緯もあるし、また逆にその電話で東大寺の大修理の際のかわらが残っているからそれを使えないかという話もいただいたそうなんです、東大寺で本当にふいてあるかわらについてはあれは文化財になりますのでちょっと涌谷に持ってきて使うわけにはいかないということで、その点のご辞退申し上げました。現在業者との打ち合わせで、実は平成13年度にかわら工事組合のほうで耐震施行マニュアルというのを出したそうです。その耐震施行マニュアルを施して施工すれば相当の地震に耐えられるということもございまして、今後相当大きな地震が来ても、東日本大震災クラスの地震が来たらちょっと100%の保証ということではないにしても相当な地震に耐えられる施工技術も確立されているということなので、そういった歴史的経緯を踏まえてぜひ本当に大仏のふるさと涌谷町の町民としてのプライドを持っていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（只野 順君） 測定機に関しては町民の要望があれば対処するというお話をいただきましたので、そういうことで納得いたします。

それから利便性だけではなく被災者は石巻管内とか多いと思いますから、その辺のところの要望も聞いてそれで対処、災害復興住宅に関しては大分配慮していただいて涌谷に住んでいただけるような状態にしていただければと思っております。

さらにろまん館の屋根の修理に関しては、ただいまお聞きしましたがけれども、何せ町民から見ると、私も含めてですがそんなに傷んでいないのではないかというのが一般の感情でありました。実際全部取り壊してとかそういうふうな工事になれば大々的な工事でありますけれども、町民の方に理解していただくような配慮と財政面での配慮、補助金等十分に職員の皆さんが知恵を出し合って財源の負担を少ないような形で進めてもらえればと思います。以上です。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） 答弁、要りますか。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 財源のほうについては現在生涯学習課のほうと社会教育施設の災害復旧ということでお話をしておりますし、万が一それでだめだということになれば震災特交のほうでお話を聞いてもいいという話も県の方からいただいておりますので、いずれにしても財源手当てのつく形で作業

のほうを進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 次に質疑ございませんか。14番。

○14番（大泉 治君） ほとんど関連でございます。まずは19ページの天平の湯のRFPの専用ボイラーについてですが、これは全協のときも申し上げたんですが、単純に今までのボイラーと比べて安いからとかというのではなくボイラーがどれだけの単価、配管それから建屋それからタンク、容量も含めてどれだけの経費がかかって年間の委託料がどれだけだという根拠をきちっと示すべきではなのかなというふうに思います。これでは安いからいいでしょうというのは行政でまかり通る話ではないと私はまず思いますし、その根拠をまず示していただきたいというふうに思います。

それから災害公営住宅、35ページですが、先ほど課長の答弁を聞いていますと一定条件の中で場所を選定したといいながら、今度は住民の要望を聞いていろいろな場所も考えてみたい。どちらが本当なんですか、これは。一定条件をクリアしている場所であれば涌谷町には町有地があります。わざわざ2億円もかけてお金を使わなくてもいいのではないかなとまずは思いました。ただ、ここで先ほどから50戸ほど建てなければならない、その中で24年度、25年度については20戸だということであるので、この今回購入しようとする面積では35戸しか建たないということで、あと15戸必要なわけですので、そういった面からすればそういうときにはそういった町有地を有効利用すべきではないのかというふうに思います。

それからろまん館の屋根がわらの修理でございます。これについてはいろいろ答弁聞いて理解できます。少なくとも東日本大震災並みの地震が来ても耐え得るものをつくらなければこれは意味がないと思います。原状復旧だということは地震が来たら壊れるものをつくるんですよというような意味合いにもとられるから、その辺のところをきちっと説明したうえでまた委託しようとする業者さんにそういったことを、その辺のところまでの保証とまではいかななくても十分耐えられるよう今までのマニュアルにさらに増したものをお願いしたいというようなことでの委託ができないものか、その辺をお伺いしておきます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） まず天平の湯のボイラーの関係ですが、建屋それから配管それからタンクも含めた形のリース契約ということになっておりますので、今回のリース契約ですべて建屋の部分も設置者のほうで負担ということでございます。これにプラス幾らということではございません。それで、先ほど4番議員さんにお答えしたように現在の重油ボイラーを重油ボイラーのまま更新した場合、燃料費の差額と合わせて大体7年間で1億3,700万円、それに対して今回の債務負担行為が約1億4,000万円ということなので、ほぼ匹敵しますし、リース契約ですのでボイラーに関する故障等のメンテナンスも一切設置者のほうで負担ということになりますので、トータルで考えた場合安くなるのではないかというふうに考えております。

それから2点目の天平ろまん館のかわらについて、ちょっと私手元にかわら工業会が出した耐震施工のマニュアルを持っていないんですが、相当な地震には耐え得る施工方法になっておると思っておりますので、打ち合わせの中で欠くことがまた起こらないような形でお願いしたいということをお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 災害公営住宅の関係で、六軒町裏あるいは渋江地区という選定の中で高齢者に配慮した中での利便性の高いというようなことも含めての中で決定したというようなことでありますけれども、その前に六軒町裏あるいは渋江地区、土盛りが十分されておりまして土が落ち着いているということでもあります。新たな市街化農地のところで土盛りした場合は2年、3年の土が落ち着くまでかかるだろうというの也有ります。そういうのも含めて利便性の高いということで選んだわけなんですけれども、議員のおっしゃる町有地も含めて考えてみてはどうかということでもありますけれども、これについても今後アンケートを行います。その中で記載をした段階でどのようなことを求めているかということも含めてその中で今後そのほかの土地については県と諮っていきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 私が言っているのはボイラー問題については全部向こうでやるからいいんだとそういうことではなく、どういうものをどういう面積をきちっとでき上がるのかをある意味設計図といいますか本来どういう事業にいたしましても町のほうでは今まできちっと設計図を指し示してどれだけの予算でことは今年度はここをつくるんだというふうな形で今まで示していただきました。今回は一切何も示されないままに全部向こうに任せるからいいんですということで7年間それで私たちがオーケーできますでしょうか。私が言っているのはそういうことです。例えばそのタンクにしても委員会等々で行ってきてちょっと口伝えだけに聞きましたけれども何百リットル必要なタンクでそれがどれだけ必要なのかとかそういったことも含めて配管、図面、そういったものをきちっと指し示した上でこの根拠というものができ上がってくるのではないですか。

それからあと公営住宅については普段例えばさまざま議員諸侯がこういったものをできないかあといったものができないかという問いかけをしたときに町の財政を考えたときにという返事が必ず返ってまいります。そういった中でここが2億円もの金を出してやらなければならなかったのかということに対して私はきちっと土も落ち着いている町有地があるじゃないかと。それから一定条件をクリアした場所もあるじゃないかとそういう思いがあったものですから質問をいたしました。それで、1問目の質問と同じように予定の15戸残っておりますので、その辺のときには金かけなくてもきちっと住宅だけの補助率95近くのもので建設できるのかなというふうな思いしておりますから、そのことについては答弁はよろしいです。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでちょっと図面、今確認してあればお示ししたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時22分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 大変時間をとらせて大変恐縮しております。

それとだいま14番議員さんからご質問のあったRPF専用ボイラー設置に関する詳細なものにつきましてはこの債務負担行為の契約議決を受ける際に詳細な資料としてお示ししたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 総額については以前の全協でお示しいただいておりましたけれども、詳細についての説明がなかったということでの質問でございましたので了解いたしました。

議決事項であるこういったものについては今後きちっと皆様方の議員の理解を得られるような形づくりと準備をきちっとやっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 次。6番。

○6番（大平義孝君） 関連になってしまいますけれども、放射能物質検査機器購入についてでございますけれども、先ほど来同僚議員の質問に対してのお答えでありますと、販売目的等についての検査はいたさないということでございますけれども、これは貸与条件にそういう項目が入っているのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小島 昭君） お答えいたします。今回貸与される機械につきましては対外的な証明書が出せるようなものではございません。あくまでも簡易検査ということでございますので、最終的には入ってございません。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ちょっと説明が理解できないんですけれども。対外的にこの機器で検査すれば涌谷町のこの検査で証明できますということが言えないから販売目的等のものについてはできないということではよろしいんですか。であればですけども、どの程度の金額の機器、さまざま調べますと二、三百万円とか証明書出せるのは1,000万円以上とかというようなことありますけれども、それでもそういう機器をお借りして貸与条件にそれがなくても涌谷町はそういう形でやるんだということであればですけども、対外的に証明書出せないから涌谷町のさまざまな産品、いってみれば給食センターに納入する方、生産者であってもそういった意味では地産地消なり食育のために一生懸命頑張ってやられている方でございますから、対外的ではないといいながらもそういう責任を持って生産なさっている。そういったことから考え、さらに6次産業化進めている涌谷の町で説明も何もなしにそういうことであるからできませんということであってはさまざまな面でこれからのそういった事業に取り組む方たちにとっても少し自分たちの生産しているものの安全性等の確認もできかねるような状況になるということであればそういう支援を一生懸命しようとしている町の考え方とはちょっとあわなくなってしまうのではないかとそのように考えますけれども、そういった形で販売目的であっても一義に自分の責任でもってその検査機を使いたいというような方があれば利用していただくということも可能にしてはいかがか。そういう皆さんは出荷先のJAなり各スーパーなりで再度検査するわけでございますから、その予備検査にもなって自分たちのさまざまな生産活動の一つのステップを減らせるといったようなこともあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小島 昭君） 今回貸与される機械につきましては県の分についてでございますけれども、県では4月に放射線測定、放射性物質の測定に関する指針を定めてございます。その中で町に貸与する機械についてはあくまでも初期段階の安心安全のための簡易測定であるということでございます。なお、販売ルートに乗る農産物の検査については県の改良普及センターだとか産業振興事務所とかそういうところでやっていくというふうに定めてございますので、あくまでも今回の貸与される機械につきましては簡易検査ということで実施したいと思っております。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） そういうことでございますから、500万円の予算でいってみれば貸与機器よりいいものは求められないと思っておりますけれども、その500万円をきちんとしたものを備えるということに使えないのか。そういったところの考察といいますか考え方をしたことはなかったのでしょうか。私はできれば何台あってもいいと思うんです。それこそ、前にも申しましたけれども風評被害、あくまでも原発が災害に遭ったということで放射能をまき散らしている。町民すべからく生産者も含めて被害者でございますので、この被害者を救済するためにさまざまな貸与の放射能機器等も来ているとそういったことを考えれば、涌谷町も少しいいといえば大変語弊がありますけれどもきちんと証明書を出せないまでも涌谷町では貸与機器よりも少しレベルの高いものを用意して町民の皆様ご使用してくださいといったようなことも考えてもよろしいのではないかと思いますけれども、最後に町長にお伺いしますけれどもいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、6番議員さんにお答え申し上げます。かつて皆さん方に、議員さん方にお話し申し上げた経緯があったのかなというふうに思っておりますけれども、この東日本大震災で原発事故における収束をどのような姿で対応していったらいいのか。これは地震災害で被災した家屋を、あるいは道路を復旧させる姿は意外とそういう事業は簡単でありますけれども、放射能の問題については目に見えない問題がありますので、具体的にどのような施策が万全に今後進められるのかどうなのかということについては国においても、あるいは県においても具体的なその姿が見えない状況であります。でありますので、事業活動等々においてはぜひ安心安全な食材等々を確保するために検査するための優秀な機械というものは当然必要になってくるだろうというふうに思っております。ただ、涌谷町の場合、あるいは近隣の市町村の場合、とりあえず食材、地場産品の食材あるいは子供たちが食する食材等々についてこの影響がどのような状態で示されているのかということの機器を備えましょうということから始まった導入事業なのかなというふうに私自身認識しております。

食べ物が安全なのか安全でないのかわからないまま今まで食しているということについては、何が安全で検査しないで本当に安全なのかということについて果たして行政が言えるのかどうなのかということでありましたので近隣でも徐々にでありましたけれども1台、あるいは2台等を設置する状況は出てきたということでもあります。涌谷町においては若干導入の時期がおくれたという姿でありましたけれども、このおくれた姿は若干反省する面もありましたけれども、大きな空中線量等々の影響が今のところ大きくないだろうというのとあわせて徐々に土、あるいは牧草、あるいは水等々の影響によってそういうものが出てきているということについて涌谷町においても導入して、ただ導入して検査した結果を公表するわけではないし、営業に

それを営業目的に使うという姿ではなくどの程度の姿で影響が及ぼされているのかということ測定をしてみましよう、測定しましようということで予算づけをしたところでありましたけれども、今回たまたま2台が配布される、貸与されるという状況がございましたので、今の現段階ではそれを待って対応してまいりたいなというふうに考えております。

なお、希望者等々がこれによって相当多くなるのかどうなのかということについては、今のところ皆目見当もついておりません。また、災対本部の会議の中でも現実に町民のほうからもぜひこの検査をしてほしいという具体的な要望等々とも今のところ聞こえてきません。ただ、心配なのは子供たちに影響が及ぼすその姿があるのかということがほかの近隣の父兄さん、親御さん方から出ていましたので涌谷町といたしましても歩調をあわせなければならないという姿で意を決した次第であります。そういった面からしますとこれは拡大すれば拡大するほど、もしそれがきちっとした数値であれば公表もやぶさかではないわけでありませけれども、それによって公表したことによってさらなる風評被害が発生するような状況だけではなくさなければならぬだろうというような私の見方でございますので、その辺のところも考えあわせてご理解をお願い申し上げたいなというふうに思います。全部がすべて検査をできるような、一気にやればいいでしょうけれどもこれはなかなか難しい姿でありますし、現実に県のほうでもこれまで話したようにまだ具体的な方向性がきちっと定まらないような、暗中模索の中での思い思いの町村で対応しているところがありますので、これの統制も国あるいは県の姿でもまちまちになってくると、これまた大きな課題が出てくるのではないかなというふうな逆に心配もありますので余り大きな言葉では言い表せない姿であるのかなというふうに私自身あいまいな姿で答弁してはいますが、今のところの現況はそういう状況でございますので何分ともご理解をいただきたいというふうに思います。早くに導入したいなというふうに考えてはいましたけれども、何せあちこちの町村でそういう機械が配布もおこなっているということでありますので、これもまた難しい状況であるんだなというふうに見ています。とにかく導入が8月の時期ということでございますので、早速設置しましたらそういう姿で対応してまいりまして、調査をして呼びたいというふうに思っております。以上でございます。ご理解いただければありがたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 次。8番。

○8番（門田善則君） 24年度の6月の定例会でこれだけ大きな金額の補正予算を組んだということは、これは震災前であったならばほとんど考えられないことであつたらう。震災が起きたから、だからここで誤解をしてはいけないのはお金が町にこれだけあるんだということではなく、ほかから来た金を利用させていただいてこういう予算を組んでいるんだということをまずもって頭に置かなければならぬんだなというふうに改めて自分自身も考えているわけですが、その中でまず3点ほどこの予算についてお聞きしたいと思います。

まずバスの問題で、臨時便ということで二ノ袋線が、先ほどの説明ですと積み残しというふうな表現をされました。恐らく人を運ぶのに積み残しという言葉が妥当かどうかはわかりませんが、その辺については当初からもしかすると想像できたのではないかな。よく先輩議員は当初にわかるものは当初で予算組みをなささい、補正があるからといって補正で対応することは余りよろしくないんだよということを私は先輩議員から聞いておりました。そういったことをかんがみると、朝夕の通勤通学で2台のバスを出さなければならない

状況というのは4月からこれは私の想像ですが教育委員会なりと横の連携をきちんととっておけば想像ができたのかなというふうに感じますが、その辺についてのご所見をお願いしたいと思います。

次に病院のほうに太陽光の発電システムを備える。これはエコもそうですけれども町民の病気になった方、また病院に来られる方に安全安心を与える、そういった環境エコの電気の工面であろうというふうに考えられます。そういった中で大震災が起きたときにそういった効力が一番発揮できるのではないかと。だとすれば、役場機能を持つこの役場庁舎にもどうかと、あってもいいのではないかと。停電のときに発電機どうなんだ、1台では足りない、3台ないとというふうなお話を大震災で随分聞きました。だったならば病院も大事だけれども、一番災害対策本部となるこの庁舎にもそれをやったならばもっといいのではないかとというふうに感じますので、その辺についても所見があればお聞かせ願いたいと思います。

次に3点目でありますが、先ほど2番議員からも質疑が出ておりましたけれども、天平ろまん館の屋根の件、約4,900万円、これはかなり大きな金額です。普通で言えば一生に普通の人であれば一生に1回家を建てるにしても約2,500万円から3,000万円かかります。それが屋根だけで家が二つ建つような金額がかかるということ。これは町民感情からしてどうなのか、果たして。私はあそこの前を毎日のように通ります。なんだろうといわれても言わなければならないときは言わなければならないものですから、そういう意味では町民に理解を受けるような説明が必要であろう。そして町議会議員は町民の代表でありますからその方が町民に聞かれたときに説明できるようなそういった説明を執行部はするべきであると私は考えます。ですから、そういった意味で今回先ほど企画課長が言いましたけれども、設計屋さんが目視でそれはつくられた設計屋さんまたかわら屋さんが目視で見たときは1,000万円程度、1,500万円程度だと感じたんだけれども、実質上がって見たらそういうわけにはいかなかった。ならばその設計屋さんが自分で自信を持ってつくった屋根だと思うんです。前にも涌谷町は経験があります。天平の湯をつくった設計屋さんを10年目でその災害に遭って屋根から垂木が落ちてきた。そしてその設計屋さんをこの議場に呼んでどうなんだと、どうしてこういう事故が起きてしまったんだという検証もした記憶がございます。それがまた同じ設計屋さんに天平の湯の改修をお願いし、この地震になってちょっとまた水漏れも出そうだ、お湯も漏れそうだというふうなお話も聞きます。果たしてこの天平のろまん館も同じ設計屋さんがその屋根を見て果たしてどうなのか。新たな視点から新たな業者に見ていただくことも必要ではないかというふうに感じますので、その辺についてもぜひ見解があればお聞かせ願いたい。

それにあわせて私も知りませんでしたがここで知らないから聞くんですけども、仮に住宅であったならば地震保険なり火災保険をかけている家庭はかなり多くこの震災以後多くなっているように感じます。ならば公的施設はそういった保険には入れないのか、かけてもいいんだけどもかけないのか、その辺についても見解があればお聞かせいただきたいと思います。以上3点、お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） まず第1点目のバスの臨時便でございます。それで4月当初、若干の積み残しが二の袋線で積み残しが生じるというのは仙北富士交通のほうでもある程度把握はしておったようですが、自転車通学との兼ね合いで早々にそれが解消されておったので今まで余り問題にならなかったようなんですが、ことしについてはなかなか自転車通学のほうに移行がみられないということで、特に雨の日

を中心に相当数の積み残しが出ているという話を受けまして、であれば同じ無料パスを持っている子供が片方がバスに乗って片方が乗れないということでは問題があるということで仙北富士交通のほうに臨時便の対応をお願いしたというのが経緯です。

この辺は議員さんおっしゃるように早目に父兄にバス利用のアンケートなり二の袋線沿線の子供を持つお子さんへの移行調査等すれば年度当初から把握はできたことだと思いますので、25年度以降については早い段階でバスの利用の意向調査をしてかくなることが補正予算で計上するというものないように対応してまいりたいと思います。

それから3点目の天平ろまん館の地震保険の部分についてはちょっと手元に資料がないので後で調べておきますが、ちょっと私の個人的な知識でいうと地震保険というのは国のほうでも何か、保険会社だけではなくたしか国のほうでもそういった掛け金というか支払いについての面倒をみているやに聞いたことがありますので、あるいは公共施設であるとさっき申し上げましたように災害復旧事業がありますので、あるいは公的な役場で管理している建物共済なんかだとそういった部分がないのかもしれないし、あるいはあるのかもしれないし、ちょっとその辺は調べさせていただきたいと思います。掛け金と見比べて有利なようであればまた来年度以降にそういったところで対応してまいりたいと思います。

それから天平ろまん館の工事費の件でございますが、確かに4,970万円というのが高いといえば私も実際に高いとは思いますが、ただ、先ほど2番議員さんにもお答え申しましたように、これは本当に先輩たちが築いてきた東大寺との関係の上に立った天平ろまん館であるという歴史的経緯やら大仏のふるさと涌谷町の町民としての矜持と申しますかプライドという部分でのなりわいがあるかと思っておりますので、特殊なかわらを使ったりして高い工事費ではございますが一般家庭の屋根の面積とは全然面積自体が異なる話でもありますし、また東大寺の雰囲気を出すために三州瓦、飛鳥野瓦という特殊なかわらを使っておるということで、さらにすべてのかわら、当初一部だけ修正すれば済むと思っていたものをすべてのかわらを一たん人力で下してたたいて調査をしてひび等がなければまたそれを採用するというような非常に手間のかかる工事であるということで、工事費についてはご理解いただきたいのと、あとは今回の見積もりをするに当たりましては平成23年4月9日にうちの企画班のものが立ち会いのもと全瓦連屋根診断技師1級かわらふき技能士による再調査を実施し、こういった積算をしたということで、その建物全体の元設計をした地域空間だけで見させたわけではないということをご理解をいただければというふうに考えております。

○議長（遠藤釈雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小島 昭君） お答えいたします。議員さんのおっしゃるとおりだと思います。本来では役場のほうに最初に太陽光の発電システムを導入すべきかと思っております。この事業は補助事業でございまして、その条件としまして昭和56年以前の建物については耐震診断をして、その結果耐え得るものであるという条件がございます。ということからしまして、本年度につきましては医療福祉センターに太陽光発電を設置するものでございます。

○議長（遠藤釈雄君） 8番。

○8番（門田善則君） バスの件についてはわかりました。よろしく申し上げます。

太陽光につきましては恐らくそういったことがあるのだろうと、まだこちらは耐震補強の工事も役場はし

ていないだろうというふうには感じております。ただ、恐らく建てかえということもうわきでも何でも聞いておりませんので、恐らく診断をして補強しなければならないだろうと。そのときにあわせてそういったこともそれをすれば国の補助対象にもなるわけですから、そういったことも考えるべきであろうというふうに考えますので、その辺について再度お聞かせ願いたいと思います。

次に天平ろまん館につきましては説明、正直5,000万円もするものでしたから当初常任委員会でもいろいろとお話は聞きましたけれども、きょうみたいな掘り深い説明は聞いておりませんでした。ということからしても案件として私は思うのは重要かつ金額の云々にかからず重要かつそういう施策に関することに関して事前にもっと議論をする場所があっただろう、また聞かせておくべきであろうというふうに思うんです。そういったところが今回ちょっと抜けていたんだろう。だからそういう質疑が多く出るのであって、これが前もってこれは必要不可欠だと、またそうでもなければ逆に議会からもこれはこのようにやったほうがいいのではないかとと言われるようなぐらいにと言われることも必要ではないかなと思うんです。ですから、そういった面ではちょっと大きな買い物にするにしても事業にするにしても議員さん方が納得のできるような最初から予算を組むにしてもこれからもそういった部分を考えていただくと我々も審議しやすいのかなというふうに感じるものですから、再度2番議員さんも言ったんですけれども、私も言わせていただきました。

ただ、本当に我々は町民の税収が13億円でちょっとずれてしまいますけれども職員給与費が14億円というふうな税収の落ち込みのあるこの町を何とか支出を抑えなければならないというそういう思いが一番強くあるものですから、そういったことになってしまう質疑になってしまうんですけれども、本当にこれは町を思う気持ちからの質疑でありますので、実は誤解のないようにしていただければありがたいというふうに思います。その辺についての見解もお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、私のほうから門田議員さんに2番、3番の質問の内容等々についてお話し申し上げます。

太陽光発電の設置については医療福祉センター、当然でありますけれどもその前に涌谷町役場の屋上に設置できないかということのできるならば2カ所ということで検討して進めてまいった経緯がございます。たまたま、最近というか設置可能だというような状況になったときに建物の構造が、先ほど室長が説明されましたように古い建物で耐震をしなければ設置は可能にならないということで、本当に私自身は相当悔しかつたです。なぜ災対本部を設置しなければならないこういう役場庁舎にすんなりと設置できないのか。建物は古いといっても無理にでも設置していただければありがたい、あるいはこの西庁舎の屋上あたりでもよかったのではないかとということでありましたけれども、これも建物が古いということでやむを得ず耐震診断をした結果で対応せざるを得ないというような状況になった。ただ、指をくわえて見ているわけにはいきませんので、早速町民医療福祉センターにだけは優先して装置を設置しようじゃないかというような経緯になった次第でございますので、その辺についてはぜひこの流れについてご理解をいただければありがたいというふうに思います。

また天平ろまん館の屋根がわら、皆さん方に相当心配をしていただいております。私も北部連続地震のときにああいう広い状況ではなくああいう姿で棟がわらが崩れた時期がありまして修理をした経緯があるとい

うことはわかっておりました。今回も同じような状況で、少し広い範囲で棟がわらが崩れた。そしてまた棟がわらだけではなく課長のほうから説明ありましたように一つ一つのかわらが相当みんなゆずられてずれているということが登ってしっかりと確認した状態でわかったというのは最近の姿でありますので、私も当初1,000万円ぐらいで直るといっているのであれば早く直したほうがいいのかな。ところが、かわらの製造がおぼつかないということでいつまであのままの状態にしておくのか。段々腐ってしまってそれこそ全面改修になるような状況になるのではないかというふうに私自身思っておりました。そのとおりになってしまったんです。これが今言ったように北部連続地震のときにしっかりとチェックしなかったその経過もあったのかというふうに思いましたけれども、今回はそういう面でしっかりと検査確認して写真を撮って一つ一つのずれだとかそういうものをチェックしてこのぐらいかかるだろうというふうな結果が出て、私も正直びっくりして他の方法はないんですかというようなことで副町長、あるいは課長等々と相談をいたしました。できるならばかわらではなく軽いトタンでもよかったのではないかというようなことでありましたけれども、説明ありましたように東大寺とのかかわり、あるいは風格のある六面がわらの軒がわらを使った建物の屋根だというような姿から見ると、平成6年だったですか、建てたのは。あの当時思い切って建てたその思いを我々は継承していかなければならないのかなというように本当に悔しい思いが今込み上げている状況でありますけれども、そのままの状況でほっぽっておくわけにはいかないから必ず直さなければならぬ。でも多額であっても直さなければならぬというのが今の心境でありますので、早目にこれをチェックしてもとに復するための対応をしなければならぬというふうに考えております。

かわらはそうすんなりとつくれるものではないということでもありますので、この金額の数値がはじき出されましたけれどもこれから製造、あるいはどの程度の枚数が必要なのか、それをしっかりとした姿で把握しながら製造して、そしてさらに1枚1枚はがしてふき直すというようなことになると相当な手間と時間がかかるのではないかとこのように思っております。であります、震災の後片付けあるいは復旧という姿から見ますとこれはやっていかなければならない事業でございますので、議員の皆さん方あるいは町民の皆さん方には大変な負担がかかる建物なんだというふうに思われますけれども、ぜひその辺のところは理解をさせていただいて早くに復旧に当たりたいというふうな気持ちでおりますので、ぜひ我々の思いも理解していただきますようによろしくお願ひ申し上げ答弁とさせていただきます。

なお、さっき一つ言い忘れたんですけれども、そういう面でいろいろとまだまだ復旧等々については小まめなところが今からまた出てくる可能性はあります。であります、できるだけわかれば私は申しわけないんですけれどもある程度の方向性だとかそういうものが決まった段階で全協等々を招集していただくように議長さんをお願いしまして、執行部だけの考えではなく町民代表の皆さん方の考えがこうだというのとすり合わせができるような姿づくりは私はこれからもぜひ必要なのかなというように思っておりますので、全協というものは質疑と違うのでいい案をこのような姿でどうなんですかとそういうすり合わせの場に行きたいというふうに考えておりますので、この際議員の皆さん方にもよろしくその辺の気持ちを理解していただいご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに思っております。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 次。7番。

○7番（伊藤雅一君） 一つ質問させていただきます。天平の湯のボイラーの取得の方法ですが、ここに出さ

れた資料によりますと賃借ということでございますが、この賃借に至った理由、そういう方法を選ばれた理由がわけがあるんだろうと思いますので、そのわけをひとつお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。もう一度説明をお願いします。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 全員協議会のほうに公社の岩田理事長が出席され、あと私のほうからもご説明申し上げましたとおり、買い取りという方法も一つはあるかと思いますが、買い取りにした場合単年度で非常に多額の資金を必要とするということ、それをさらに買い取りをしてしまった場合後年度のメンテナンスについてすべて公社なり町なりで手当てをする必要がある。ということであればボイラーの運転、それからボイラーから発生する産廃の処理、それから機械のメンテナンス、そういったものをすべて含めて賃借と申しますかリースという形でやったほうが有利であろうということ、今回リースということですが、もともとこの話につきましては地域振興公社のほうで一切賄うということだったんですが、議員さんご承知のように3年の指定管理者が7年の契約を結ぶのはおかしいだろうということで今回町のほうで賃借の契約をいたしまして、リースの契約をいたしましてかかる費用については地域振興公社の指定管理料から差っ引きをして町の一般会計のほうの懐は傷めない形でボイラーを設置するという方向になったところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） いろいろと検討されたんだろうと思いますが、もし検討された結果をお持ちでしたらこの資料の中に加えていただければなおさら理解がしやすいんだろうと思うんですが、私たちにはどういった検討の結果、経費がどれぐらい違うのか、経済効果というものがある程度考えなければいけないだろうというふうに思うんですが、それは今はないんですか。それがないと判断できないんだと思うんです、私は。リースというのはなるほど手を汚さずで非常に取得する側にとっては都合がいいのかもしれませんが、経費としては非常に高上りになるということは一般的にこれは調べてみるとわかるんです。年間に1億2,600万円、6年間のリース料ですか、これは。単年度でこれぐらいだね。（「7年間の総額」の声あり）7年間で。年間そうすると同じか、約2,000万円近くになる。金利として計算してみると何%ぐらいになります、年間。取得価格と比較してみるとわかるわけですから、取得価格で取得した場合固定資産として取得した場合と比較してみるとこのリース料は年間に月々でも計算できるわけですから金利と比較してみればわかると思うんです。自分が持っている金と借金した場合といろいろ検討はできると思います。そういったことはやっておられるんですかおられないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。先ほどの14番に対する2回目の答弁をお願いします。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） この件につきましては14番議員さんにお答え申し上げましたように契約議決の際にさらに詳細な数字をお示しして協議申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） また後日なんですか。検討するこういう機会を設けるということですか。はい、わかりました。

○議長（遠藤稔雄君） 次、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第46号平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第17、議案第47号 平成24年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） それでは、議案第47号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の歳出予算のうち予備費を40万円減額し、土地利用対策費を40万円増額いたそうとするものでございます。主な内容につきましては電柱移設のための補償費でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 説明省略しまして、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結します。

これより議案第47号 平成24年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第47号 平成24年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時07分

○議長（遠藤釈雄君） 再開します。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第18、議案第48号 平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第48号の提案の理由を申し上げます。本案は既定の予算額から歳入歳出それぞれ689万8,000円を減額し、総額を4億9,437万9,000円にいたそうとするものであります。

主な内容につきましては歳出におきまして人件費の増減と関連する歳入の一般会計繰入金の減額でございます。詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 説明を省略して、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結します。

これより議案第48号 平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第48号 平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第19、議案第49号 平成24年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第49号の提案の理由を申し上げます。本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ

665万3,000円を増額し、総額を11億7,944万9,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては平成23年度決算見込みによる精算及び介護予防事業変更に係る措置でございます。
詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 討論を終結します。

これより、議案第49号 平成24年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第49号 平成24年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第20、議案第50号 平成24年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第50号の提案の理由を申し上げます。本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ1万8,000円を増額し、総額を2,438万3,000円にいたそうとするものであります。

主な内容につきましては、歳出において人件費等の増減と関連する歳入の一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額いたすものでございます。詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 平成24年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第50号 平成24年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第21、議案第51号 平成24年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第51号の提案の理由を申し上げます。本案は今年度の人件費を見込み、収益的支出の給与費を減額いたすものでございます。詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 平成24年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第51号 平成24年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第22、議案第4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたします。

○議会事務局総務班長（今野博行君） 朗読の前に、申しわけございませんが誤字の訂正をお願いいたします。

別紙のほう、2枚目でございますが、本文後ろから2行目、「不自由な」というふうに字句ございますが不自由の「自」が「白」という字になっておりました。こちらのほう、「自」のほうにご訂正方お願いいたし

ます。大変申しわけございませんでした。

それでは、朗読いたします。

議発第 4 号

生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出に
ついて

標記について、別紙のとおり提出します。

平成24年 6 月26日

提出者	涌谷町議会議員	大 橋 信 夫
賛成者	同	加 藤 紀
賛成者	同	鈴 木 英 雅
賛成者	同	久 勉
賛成者	同	木 村 正 義
賛成者	同	大 泉 治

涌谷町議会議長 遠 藤 积 雄 殿

(別紙)

生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書 (案)

東日本大震災により大きな被害を受けた被災者に対する医療費一部負担 (医療機関での窓口負担) 免除の扱いは、延長されたとはいえ、福島原発事故の避難者を除き、2012年 9 月30日が期限とされております。

被災地においては、雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しております。自己負担免除期間が区切られている状態では、安心して医療にかかれません。未曾有の大災害からの復興には長い時間がかかるとともに、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などにより一層の健康悪化が心配です。

つきましては、国の特別な措置として下記のとおり求めます。

記

一、生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除期間を 9 月末日で区切らず継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ただいまの朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたし、提出者の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議発第4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎請願・陳情

○議長（遠藤釈雄君） 日程第23、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情はお手元に配布した請願・陳情文書表のとおりであります。

陳情第2号国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の成立を強く非難し、その即時廃止を求める要望書については配布いたしましたので、ご了承いただきます。

お諮りします。陳情第3号生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める陳情書については会議規則第85条第2項の規定により委員会付託を省略して即決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号については即決することに決しました。

お諮りいたします。陳情第3号につきましては先ほど議発第4号生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出が可決され、既に願意が満たされておりますのでみなす

採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める陳情書についてはみなす採択と決しました。

次に、陳情第4号政府の年金額2.5%の削減施策撤回を求める意見書採択に関する陳情書及び陳情第5号TPP環太平洋連携協定反対意見書の採択に関する要請書については配布といたしましたので、ご了承願います。



◎委員会の閉会中の継続調査・審査について

○議長（遠藤稔雄君） 日程第24、委員会の閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

各委員会委員長から目下各委員会において調査、審査中の事件につき会議規則第70条の規定により閉会中の継続調査、審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決しました。



◎閉会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって今期第4回涌谷町議会定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、今期第4回涌谷町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時30分